

(仮 訳)

のれんはなお償却しなくてよいか

のれんの会計処理及び開示

ASBJ

EFRAG

OIC

© Accounting Standard Board of Japan, European Financial Reporting Advisory Group and Organismo Italiano di Contabilità (Italian Standard Setter – OIC) (2014)

本ペーパーは、企業会計基準委員会(ASBJ)、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)及びイタリアの基準設定主体(OIC)が公表したものである。

注意書き (DISCLAIMER)

本ペーパーは、以下の著者(「リサーチ・グループ」と総称)が、企業結合で取得したのれんの会計処理の要求事項に関する議論を促すために作成したものである。

- Tommaso Fabi, Technical Director of the OIC
- Marco Mattei, Project Manager of the OIC
- Filippo Poli, Deputy Research Director, EFRAG
- 関口智和, ASBJ委員

本ペーパーに示されている見解はリサーチ・グループのみの見解であるが、本ペーパーの公表に至るにあたりASBJ、EFRAG及びOICはこの内容を会議でレビューし、本ペーパーは有用な議論を促すものとなるという見解に至った。リサーチ・グループは、インド勅許会計士協会(ICAI)からの有用なインプットに感謝する。

本ディスカッション・ペーパーの写しは、本ペーパーを公表している各組織のウェブサイトから入手できる。限られた数の本ペーパーの冊子も、ASBJ、EFRAG及びOICから入手できる。

我々は、7ページと8ページの質問のそれぞれに関するコメントを募集している。**2014年9月20日**までに以下のいずれか宛てにコメントを送付していただくとありがたい。

企業会計基準委員会

電子メール goodwill@asb.or.jp

又は、以下に郵送

100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル20階

European Financial Reporting Advisory Group

commentletters@efrag.org or by mail to

EFRAG

35 Square de Meeûs

1000 Brussels, Belgium

Organismo Italiano di Contabilità

goodwill@fondazioneoic.it or by mail to:

OIC

Via Poli 29

00187 Roma, Italy

寄せられたすべてのコメントは、秘密保持の要請がない限り、公開されるものとする。

目 次

序 文.....	5
関係者への質問	7
第 1 章：イントロダクション.....	9
第 2 章：のれんの会計処理の要求事項の変更	20
第 3 章：現行の減損テストの改善	36
第 4 章：IAS 第 36 号における開示の改善	44
第 5 章：追加的な検討事項	53
参考文献.....	56

序 文

IASB が IFRS 第 3 号「企業結合」及び他の関連基準を改訂した際に従前の「償却及び減損アプローチ」を「減損のみアプローチ」で置き換えてから 10 年が経過し、取得したのれんに関する会計処理及び開示を巡る議論はますます活発になっている。この分野に関して多くの調査及びレビューが実施されており、それらの多くにおいて、減損のみアプローチの適用の欠点がさまざまな程度で特定されている。

2013 年に、国際会計基準審議会 (IASB) は、IFRS 第 3 号に関する適用後レビュー (PIR) に着手し、のれんに関する会計処理及び開示の要求事項はより一層の検討に値するという共通の見解が欧州、日本及び他の地域にあることが明らかになっている。

これを背景に、ASBJ、EFRAG 及び OIC のメンバーは、この領域に関するリサーチを実施するためのリサーチ・グループを結成した。最初のステップとして、リサーチ・グループは、減損のみアプローチがもたらす情報の有用性及び減損のみアプローチを適用する際の情報の作成と監査に係る課題に関する見解を求めため、アンケート調査を実施した。結果として、リサーチ・グループは、減損のみアプローチによる情報の有用性を多くの関係者が疑問視していることを知った。また、作成者及び監査人が、IAS 第 36 号「資産の減損」に従った減損テストのコストと主観性及び減損損失が適時な方法で認識されているのかどうかについて懸念していることも発見した。さらに、多くの人々は、減損のみアプローチが金融危機の一因となった可能性があるとして述べた。すなわち、現在のアプローチでは、取得したのれんの毎年の消費を描写することが可能ではないため、減損損失の計上が遅くなりすぎるが多い。この影響は近年明らかとなっており、多くの企業は金融危機の後の年度にのれんの減損損失を認識したが、金融市場はおそらくその時点で当該損失をすでに織り込み済みであった。

この発見事項に基づき、リサーチ・グループは、欠点を改善するために考えられるアプローチを検討し、リサーチの結果をディスカッション・ペーパー (DP) の形で公表することを決定した。本 DP の目的は、IASB が基準設定に関する取組みを正式に検討する前に、この重要な主題に関する議論を促し進展させることである。

本 DP の第 1 章では、のれんの会計処理の要求事項の議論に関する歴史と最近の動向の概要を示している。この章では、EFRAG-OIC 及び ASBJ が 2012 年に実施したアンケート調査に基づいて、リサーチ・グループが識別した欠点についても説明している。

第 2 章から第 4 章では、これらの欠点の解決方法に関するリサーチ・グループの分析を説明している。これらの章でリサーチ・グループは、以下の 3 つの異なるアプローチを検討している (これらは相互に排他的なものではないと考えられる)。

(a) のれんの会計処理の変更（償却の再導入を含む）（第 2 章）

(b) 減損テストの要求事項の改善（第 3 章）

(c) IAS 第 36 号における開示要求の改善（第 4 章）

分析の結果、リサーチ・グループは、**のれんの償却を再導入することが適切であろう**という結論を下している。なぜならば、のれんの償却は、企業結合で取得した経済的資源の一定期間にわたる消費を合理的に反映するものであり、適切なレベルの検証可能性と信頼性を達成する方法により適用できるからである。さらに、リサーチ・グループは、開示要求の領域においてより一層の改善を検討すべきであると結論を下した。

第 5 章では、IASB が償却及び減損アプローチを再導入することを決定する場合のリサーチ・グループの所見を提供している。具体的には、リサーチ・グループは、無形資産をのれんと区別する現在の要求事項を修正すべきかどうか、耐用年数を確定できない他の無形資産にも償却を拡張すべきかどうかに関する簡単な分析を提供している。

リサーチ・グループは、本 DP が、取得したのれんの会計処理及び開示についてのグローバルな議論を促しこれを進展させることを期待している。リサーチ・グループは、本 DP に関して受け取るフィードバックを IASB 及び他の関連性のある団体と共有するとともに、この領域における一層の改善を検討する予定である。

関係者への質問

1. のれんを資産として認識し、その後の期間にわたり償却するという要求事項を設けるべきであることに同意するか。同意する場合、次のどの理由で償却を支持するのか。
 - (a) 取得日時点で存在しているのれんは、時の経過に応じて消費され、自己創設のれんに置き換わる。したがって、のれんは、企業を取得するコストの一部としてその後の期間に配分すべきである。
 - (b) 減損のみのモデルは、減損テストにおける仮定の使用（将来キャッシュ・フロー、永続的成長率、割引率）が多いため、十分な信頼性がない。
 - (c) のれんの償却は、減損テストと相まって、より適切なコストと便益のバランスを達成する。

2. のれんを償却するという要求事項を設けるとした場合、IASB が次のことを行うべきだと考えるか。
 - (a) 償却期間をどのように決定すべきかを示す。
 - (b) 最長の償却期間を示す。
 - (c) 企業がどのように償却期間を評価すべきか（例えば、予想される回収期間又は主たる資産の耐用年数への参照）に関するガイダンスを示す。
 - (d) 企業が適切と考える償却期間を選択することを認める。

3. 本 DP は、IAS 第 36 号における多くの領域についてガイダンスの改善の必要性を示している。IASB が以下の事項に関してガイダンスの改善ないしは追加的なガイダンスの提供を行うべきだと考えるか。
 - (a) のれんの回収可能価額を算定する方法
 - (b) 使用価値の適用
 - (c) 資金生成単位の識別及び各単位へののれんの配分
 - (d) 割引率の選択

ガイダンスの改善ないしは追加が必要ではないと考える場合、当該理由を示していただきたい。改善について具体的な提案がある場合は、その内容を記載していただきたい。

4. 本 DP は、のれんの減損テストに関して、いくつかの考え得る新しい開示を示している。この点について、次のために IASB が要求事項の改善を検討すべきだと考えるか。
 - (a) 利用者がモデルの堅牢さと企業の現在の仮定を理解するのに役立つ。
 - (b) 企業による過去の仮定の「合理性」に対する確認を提供する。
 - (c) 利用者が将来の減損を予測するのに役立つ。

5. IAS 第 38 号では、耐用年数を確定できない無形資産は償却しないが、少なくとも毎年減損テストを行うことを要求している。のれんを償却するという要求事項を設けるとした場合、同一の要求事項を、耐用年数を確定できない他の無形資産に拡張すべきだと考えるか。さらに、のれんを償却するという要求事項を設けるとした場合、無形資産をのれんと区別して識別するという現行の要求事項を再検討すべきだと考えるか。再検討すべきと考える場合、どのようにすべきか。

第 1 章：イントロダクション

本ディスカッション・ペーパーの目的

1. 本 DP の目的は、次のことである。
 - (a) 企業結合で取得したのれんの会計処理の要求事項に関する現在及び過去の議論（EFRAG/OIC 及び ASBJ が実施したアンケート調査に関する利害関係者からのフィードバックを含む）を要約する（第 1 章）。
 - (b) 取得したのれんの会計処理及び開示の要求事項（負ののれんに関するものを除く）に関する代替的アプローチを検討し、利害関係者により特定された欠点に対処できる方法に関して暫定的な結論を引き出す（第 2 章から第 4 章）。
 - (c) 無形資産の会計処理に関する追加的な検討事項を提供する（第 5 章）。

現状及び最近の動向

2. IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号では、企業結合で取得したのれん（取得したのれん）は、減損テストを行わなければならない。のれんが配分されている資金生成単位（CGU）については、減損テストを、少なくとも毎年、及び当該単位が減損している可能性を示す兆候があるときにはいつでも行わなければならない。資金生成単位の帳簿価額（当該のれんを含む）が回収可能価額を下回る場合には、減損損失が認識される。しかし、現行の基準では、のれんの償却を認めていない（以下「減損のみアプローチ」という。）。さらに、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」では、関連会社又は共同支配企業に係るのれんは持分法で会計処理される持分投資の帳簿価額に含めることを要求しており、のれんの償却を認めていない。

企業結合基準に関する IASB の適用後レビュー

3. 2013 年 7 月のボード会議で、IASB は、IFRS 第 3 号の適用後レビュー（PIR）において包括的なアプローチを採用することを決定し、これには、2004 年に修正されたのれんの会計処理の要求事項の変更に関する経験のレビューが含まれる。
4. 2014 年 1 月に IASB は、情報要請「適用後レビュー：IFRS 第 3 号『企業結合』」を公表した。適用後レビューに対する IASB の計画は次のように要約することができる。

活 動	時 期
適用後レビューのフェーズ I	2013 年 7 月—2013 年 11 月
情報要請の公表	2014 年 1 月
適用後レビューのフェーズ II	
公開協議 (120 日)	2014 年 1 月に公表 (コメント期限は 2014 年 5 月)
一般のコメントの分析及び広範なアウトリーチ	2014 年の前半に実施
フィードバック・ステートメントの公表	2014 年の第 3 四半期又は第 4 四半期

米国における動向

5. 2014 年 1 月に、財務会計基準審議会 (FASB) は会計基準更新書 (ASU) No.2014-02「無形資産—のれん及びその他 (トピック 350)、のれんの会計処理」を公表した。この ASU では、非公開企業に、各企業結合又はフレッシュ・スタート報告を生じさせる組織再編事象 (のれんの償却可能単位) に係るのれんを 10 年 (又は別の耐用年数がより適切であると企業が立証する場合には、それ以下) にわたり定額法で償却する代替的な会計処理を認めている¹。当該代替的な会計処理を適用することを選択した企業は、企業レベル又は報告単位レベルのいずれかでのれんの減損テストを行うことを選択できる。また、この ASU では、企業 (又は報告単位) の帳簿価値が帳簿価額を下回っている可能性があることを示すトリガー事象が発生している場合には、のれんの減損テストを行うことを要求している。さらに、トリガー事象が発生している場合には、企業は、定量的な減損テストが必要かどうかを判定するため、まず定性的要因を評価する選択肢を有している。
6. 上記に加え、FASB は、公開企業及び非営利企業ののれんの会計処理をレビューするプロジェクトを開始し、以下の代替的アプローチを検討することに着手した。すなわち、(a) 非公開企業に認める代替的アプローチ、(b) 一定の最長年数を超えない耐用年数にわたるのれんの償却、(c) のれんの直接償却、又は (d) 単純化した減損テストである。2014 年 3 月の会議において、FASB は、IASB が IFRS 第 3 号の適用後レビューを完了し、それに関する発見事項を公

¹ これらの改訂後の米国の要求事項は、中小企業向け国際財務報告基準 (IFRS for SMEs) における関連する要求事項とおおむね整合している。IFRS for SMEs では、企業結合の取得企業に、取得したのれんを償却累計額及び減損損失累計額控除後の原価で測定することを要求している。また、取得したのれんの償却可能金額をその耐用年数 (取得したのれんの耐用年数の合理的な見積りを企業が行えない場合には 10 年と推定) にわたり規則的に配分することを企業に要求している。

表するまで、それ以上の議論を延期することを決定した。

のれんに関する要求事項の年表

7. 以下の各項では、代替的アプローチの識別に役立てるため、のれん（その償却を含む）の会計処理の要求事項の歴史を要約している。のれんを償却すべきかどうかに関する議論は、IASB と FASB の間でのコンバージェンス・プロジェクトの一部として実施されたため、リサーチ・グループは、米国会計基準と IFRS における歴史を検討した²。

年	区分	主な動向
1970	米国会計基準	会計原則審議会（APB）が意見書第 17 号を公表（40 年を超えない期間にわたるのれんの償却を要求）
1983	IAS	国際会計基準委員会（IASC）が IAS 第 22 号「企業結合」を公表（取得したのれんを 20 年を超えない耐用年数にわたり規則的に償却すること及びのれんを取得日に直ちに資本に計上することを許容）
1993	IAS	IASB が IAS 第 22 号を改訂（取得したのれんを取得日に直ちに資本に計上する選択肢を廃止）
1999	米国会計基準	FASB が公開草案を公表（のれんの最長償却期間を 40 年から 20 年以内に短縮することを提案）
2001	米国会計基準	FASB が SFAS 第 141 号及び SFAS 第 142 号 ³ を公表（のれんの償却を禁止し、定期的な減損テストを要求するとともに、持分プーリング法を廃止）
2004	IFRS	IASB が IFRS 第 3 号及び関連する基準を公表（のれんに関する会計処理の要求事項が米国会計基準の要求事項とおおむね合致） ⁴
2013	米国会計基準	FASB が非公開会社にのれんの償却を認めることを議決し、公開企業に対して同じアプローチを認めるかどうかの検討をスタッフに指示

² 日本の会計基準では、取得したのれんについて 20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって償却するとともに、ある一定の閾値を満たした場合には減損損失を認識することを企業に要求している。

³ SFAS とは、コード化体系前の財務会計基準書を表す。

⁴ IAS 第 28 号におけるのれんの要求事項は、改訂後 IFRS 第 3 号の要求事項に合わせるために修正された。

FASB による SFAS 第 142 号の公表

8. FASB 基準書第 142 号「のれん及び他の無形資産」(SFAS 第 142 号) の公表前は、会計原則審議会 (APB) 意見書第 17 号「無形資産」が、企業結合で認識されるのれんを 40 年を超えない期間にわたり規則的に償却することを要求していた。
9. 2001 年に、FASB は SFAS 第 142 号を公表し、以下の主張に基づいて減損のみアプローチを導入した。
 - (a) 多くのアナリストは、のれんの償却費を分析の際に無視していると述べており、多くの企業は、事業の業績を測定する際にのれんの償却費を無視していた。
 - (b) のれんの償却が完了した後の期間における報告利益の増加は、忠実な表現であるとは考えられない可能性がある。このような利益の増加は、過去に「二重計上」されていたのれんに関する費用計上を中止することから生じているためである。
 - (c) 適正な減損テストを実施し適切な開示を行えば、のれんの非償却は財務報告の透明性を促進し、したがって、財務諸表に依拠する人々に有用な情報を提供する。
10. しかし、FASB の結論に関して相当の懸念があった。これは主として、取得したのれんは、その後の期間にその価値が消費される「消耗資産(wasting asset)」であるとみなされていたことによるものであった。減損のみアプローチは本質的に、のれんが配分されている同じ報告単位の中で創出される「自己創設のれん」⁵の資産化を企業に認めるものであるという主張があった。

IFRS 第 3 号 (2004 年)

11. 2004 年に、IASB は、主に米国基準とのコンバージェンスを達成するために IAS 第 22 号を修正した。のれんの事後の処理を検討した際に、IASB は、次の 3 つのアプローチを検討した。
 - (a) 定額法で償却し、のれんが減損している可能性を示す兆候があるときにはいつでも減損テストを行う。

⁵ IAS 第 38 号では、企業が自己創設のれんを認識することを禁止している。場合によっては、支出が将来の経済的便益を生み出すために行われるが、それは認識規準を満たす無形資産の創出にはつながらない。そのような支出は、自己創設のれんに寄与するものとして説明されることが多い。自己創設のれんは、資産として認識されない。信頼性をもって原価で測定できるような、企業が支配している識別可能な資源ではないからである。

- (b) 非償却とするが、減損テストを毎年行い、事象又は状況の変化によりのがれんが減損している可能性があるとして示している場合にはもっと頻繁に行う。
 - (c) アプローチ (a) とアプローチ (b) の間での会計上の選択。
12. IASB は、減損のみアプローチを採用することを決定した。IASB は、アプローチ (c) は比較可能性と信頼性の両方を低下させると考えたため、当該アプローチを棄却した。
13. 協議プロセスにおいて、利害関係者は、主に次の理由により、おおむね償却及び減損アプローチを選好していた。
- (a) 取得したのれんは、消費され、自己創設のれんに置き換わる資産である。したがって、償却は取得したのれんが純損益に認識されること、及び自己創設のれんにより補完(offset)されない (IAS 第 38 号「無形資産」における自己創設のれんの認識の禁止に従って) ことを確保する。
 - (b) のれんの償却は、耐用年数が確定できない他の無形資産及び有形資産について採用しているアプローチと整合する。実際に、企業は、有形固定資産の項目の耐用年数を決定し、当該資産をその耐用年数にわたり規則的に減価償却することが要求されている。取得したのれんを異なる方法で処理することには概念的な理由がない。
 - (c) 規則的な償却は、のれんの事後の処理に対する実務的な解決策を、許容可能なコストで提供する。
14. しかし、IASB は、主に、のれんの耐用年数及び消費パターンを信頼性をもって決定することは可能でなく、ある特定の期間にわたる償却費は単なる恣意的な見積りとなるという理由により、減損及び償却アプローチを棄却した。

関係者へのアウトリーチ

15. のれんの会計処理に関する議論を踏まえ、リサーチ・グループは、2012 年のクアラルンプールでの会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) 会議においてリサーチ・プロジェクト計画を提示した。当該プロジェクトの第 1 段階として、OIC 及び EFRAG は国際的なアンケート調査を実施し、ASBJ はこのトピックに関して国内でのアンケート調査を実施した。OIC 及び EFRAG 並びに ASBJ が実施したアンケート調査の結果は、2013 年 4 月のサンパウロでの IFASS 会議で議論された。

EFRAG 及び OIC のアンケート調査

16. EFRAG 及び OIC は、47 通の回答を受け取った。この結果はこのトピックに関して存在している見解に関する有用な指標を提供した。
17. アンケート調査は、5 つのパートを含む質問票を通じて実施された。第 1 部には、取得したのれんの事後測定についての現行の会計処理に基づく財務情報の有用性に関する質問が含まれていた。第 1 部は主に利用者を対象としたものであった。
18. のれんが通常は何で構成されているのかに関して、回答者はさまざまな意見を有していることが回答から示されている。また、回答者からは財務諸表に表示されているのれんに関する情報を利用している者もいるが、そうでない者もいることも回答から示された。
19. 回答者は、のれんに関する情報の利用の有無について多くのさまざまな理由を提供した。当該情報を利用していなかった回答者の一部は、当該情報はあまりに不確実であると考えた（何をのれんが含んでいるのかが不明確であるか又は計算に信頼性がないと考えられたため）か、又は情報が予測に有用ではないと考えた。他の回答者は、リスク、将来キャッシュ・フロー及び受託責任を評価する際に、報告されているのれん又はのれんに関する開示を利用していた。ある回答者グループは、情報の有用性を高めるには、のれんの償却と減損の有無の検討の両方を行うべきであると提案した。他の提案としては、追加的な開示、のれんを資本に対して直ちに直接償却すること、又はのれんを資本の帳簿価額と資本の（長期的な）市場価値との差額として測定することがあった。
20. また、のれんの減損に関する会計情報の有用性に関する質問もあった。一部の回答者は、（例えば、各資金生成単位についての主要な計画時点での仮定に関する情報を提供しているという理由で）情報は有用であると考えていた。他の回答者は、財務諸表に認識される前に利用者は減損損失をすでに予測しており、情報は限定的な有用性しかないと述べていた。
21. 第 2 部では、のれんの償却の廃止と自己創設のれんの取扱いとの整合性、及び金融危機の時期ののれんの減損の影響を検討した。第 2 部の主な対象は、基準設定主体及び規制当局であった。
22. 過半数をやや上回る回答者（各国基準設定主体からの回答者を含む）は、概念上、取得したのれんに関する価値の減少（減損損失の認識によるもの以外の）を認識しないことは、「消費された」取得したのれんが置き換わるために、自己創設のれんが認識されることを意味することに同意した。さらに、多くの

人々は、他の無形資産とのれんに異なるアプローチを採用する重要な概念的理
由がないと考えた。

23. 金融危機の時期ののれんの減損に関して認識された影響については、過半数の
回答者（基準設定主体を含む）は、プロシクリカル（景気循環増幅的）な影響
を及ぼす可能性があると考えていた。会計基準を開発する際にマクロ経済に与
える影響を検討すべきかどうかに関してさまざまな見解が示された。しかし、
減損の要求事項がプロシクリカル（景気循環増幅的）であると考えた回答者は、
次のことを説明した。

(a) 償却をしないと、企業についての価格が高くなるであろう。

(b) 減損損失は通常、非常に遅れて認識され、減損損失が認識される時には事
業に対する期待はすでに悪化している。

24. 第 3 部では、減損テストのコストと複雑性に関して質問しており、主な対象は
財務諸表作成者であった。

25. この質問に回答した作成者の過半数をやや上回る人々は、IAS 第 36 号に従う
ためのコストは多大であると考えた。これらのコストは主に、IAS 第 36 号に
ついて認識されている複雑性によるものであった。一部の人々は、以下のアプ
ローチの 1 つ又はその組合せによってコストの削減が可能と考えていた。

(a) のれんの償却を認める又は要求する。

(b) 減損テストを、減損の兆候がある場合に限定する。

(c) 減損テストの頻度を削減する。

(d) 企業の時価総額と比較した企業の帳簿価額が一定の閾値を上回る場合に
のみ減損テストを要求する。

(e) 規範性の低いアプローチ又は標準化したアプローチを導入する。

(f) 要求事項を明確化する。

26. さらに、過半数をやや上回る作成者は、IFRS の適用に関する彼らの経験によ
ると、のれんの回収可能価額の見積りの方が、のれんの消費パターンの見積り
（耐用年数の見積りを含む）よりも困難でありかつ負担が大きいと考えていた。

27. 第 4 部では、減損テストの適用に対する監査可能性について質問しており、主
な対象は監査人であった。

28. 一部の回答者は、経営者の仮定に異議を唱えることは可能であるが、その仮定が過度に楽観的であるように見える場合又は過去の実績により裏付けられていない場合であっても、決定的に反証することは困難であると考えていた。経営者は事業に直接に関与しており、企業の計画に関して最良かつ最新の関連性のある知識を有していることが明らかだからである。他の回答者は、減損テストは、財務諸表に含まれている他の種類の見積りよりも異議を唱えることが困難であるわけではないと考えた。監査可能性の改善方法についてさまざまな提案が回答者から提供されており、多くは開示の拡大を提案していた。
29. 第 5 部では、のれんの減損に関する学術研究又は機関調査 (institutional research) について質問しており、主な対象は学識者であった。回答者からは、いくつかの参照すべき文献に関する情報が寄せられた。
30. フィードバック文書は以下のリンク先から入手できる。
<http://www.efrag.org/Front/p265-1-272/Consultations---Questionnaire-on-good-will-impairment-and-amortisation.aspx>

ASBJ の調査

31. ASBJ は、同様の形式を用いた独自のアンケート調査を実施した。しかし、ASBJ の質問票⁶は、以下の点で異なっている。
- (a) ASBJ の質問票は、日本の会計基準に関して十分な知識及び経験を有する人々を対象として設計されていた。日本の会計基準では、取得したのれんについて最長 20 年の期間にわたり償却すること企業に要求している。また、ある一定の閾値を満たす場合には減損損失を認識することを企業に要求している。
- (b) ASBJ の質問票には、すべての関係者を対象として設計されたセクションが含まれている。このセクションでは、償却及び減損アプローチとともに、減損のみアプローチの理論的な利点及び欠点などの全般的事項に関する見解について関係者に質問している。
32. 非常に短いコメント期間であったにもかかわらず、ASBJ は、26 通 (財務諸表作成者から 12 通、財務諸表利用者から 8 通、監査人から 4 通、学術研究者から 2 通) の回答を受け取っており、日本の関係者の間でのこのトピックに対する関心の高さが示された。これと並行して、ASBJ は円卓会議を開催し、主要

⁶ ASBJ の質問票は以下で構成されている。(a)第 1 章：すべての関係者への質問、(b)第 2 章：財務諸表利用者への質問、(c)第 3 章：財務諸表作成者への質問、(d)第 4 章：監査人への質問、(e)第 5 章：学識者への質問

な関係者（4名の財務諸表利用者、4名の財務諸表作成者、2名の監査人、1名の学術研究者）に参加を依頼した。質問票と円卓会議からの主要な発見事項について、以下の各項で説明している。

33. *償却及び減損アプローチか減損のみアプローチかについての見解*: のれんを償却すべきかどうかに関して、関係者はさまざまな見解を示した。例えば、ある財務諸表利用者は、分析の際には、償却（非キャッシュ・フロー費用）の金額を無視していると述べたが、減損の計上が適時ではないという懸念を表明した人々もいた。他方、大部分の財務諸表作成者は、非償却は、取得したのれんの企業結合後の経済的実質を適切に描写しないと述べた。主に、取得したのれんは時の経過とともに消費され、自己創設のれんに置き換わることになり、また、非償却は費用と収益の対応関係を企業結合後の期間に反映できないという理由によるものであった。
34. *のれんに関する財務情報の利用*: のれんに関する情報の利用方法に関してさまざまな例が挙げられていた。1名の利用者は、企業の資本の充分性、購入対価に関する経営者の判断の妥当性や、取得した事業から生じる将来キャッシュ・フローに関する経営者の予測の妥当性を判断又は確認するために情報を利用していると述べた。さらに、1名の利用者は、企業の資本が十分であるかどうかを判断する際にのれんの発生源を慎重に検討していると述べており、この点において十分な開示が重要であると指摘した。
35. *減損テストのコスト及び複雑性*: 20年を超えない期間にわたりのれんを償却する日本基準の要求事項では、減損テストの負荷と感応度が軽減されているため、関係者はコストと複雑性について特に懸念を有していなかった。
36. *減損テストの監査における困難*: 関係者は、減損テストの際に高いレベルの判断の使用を伴うことによる多くの課題を指摘し、監査可能性を向上するためのいくつかの提案を行った。
37. フィードバック文書は以下のリンク先から入手できる（日本語のみ）。
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/domestic/sme21/sme21.pdf

その他の調査

38. インド企業省からの要請を受けて、インド勅許会計士協会（ICAI）は、2012－2013年度のインドの上位100社の上場会社を対象に連結財務諸表に認識されているのれんに関する調査を実施した。連結財務諸表を扱っている関連する現行のインド会計基準（AS第21号）では、子会社の取得から生じるのれんの償却を具体的に要求も禁止もしていない。現行のインド会計基準では、のれん

の減損については IAS 第 36 号に対応する会計基準により扱われている。

39. 観察事項を以下に要約している。
- (a) サンプルに含まれている 100 社のうち 98 社のデータが利用可能であった。
 - (b) 60 社が連結財務諸表でのれんを報告していた。
 - (c) 58 社がのれんの減損テストを行い、2 社はのれんを償却していた。
 - (d) のれんの減損テストを行っていた 58 社のうち、8 社が減損損失を認識していた。
 - (e) 1 社のみが、減損損失に至った根拠の正当性を説明していた。
 - (f) のれんに係る減損損失を認識していなかった 50 社の中で、どの会社も、結論の根拠を開示していなかった。
40. 2014 年 4 月に、KPMG は「Who cares about goodwill impairment? (のれんの減損を誰が気にするのか)」と題した報告書を公表した。この報告書では、IAS 第 36 号における現行の減損モデルの課題が識別されており、定額法による償却アプローチを再導入することを含めた現行の減損モデルに替るアプローチが提案されている。この報告書では、インタビューを受けた人々から示された、償却アプローチを再導入する理由として、単純さ、慎重性及び予測の主観性への依存の削減などが挙げられていたことが説明されている。

メッセージの要約

41. 回答はすべてが一致していたわけではなかったが、リサーチ・グループは、フィードバックから共通のテーマが明らかになったことを発見した。特に、アンケート調査の結果では、減損損失の情報内容は確認価値（確認価値と予測価値の両方ではなく）を有するだけであり、減損のみアプローチは自己創設のれんが認識される結果となるため概念的な欠点があるという共通の見解が示された。さらに、一部の回答者は、減損テストでは企業の負の業績が適時に反映されないと考えていた。
42. 一部の回答者は、適用上の問題点を指摘した。彼らは、現在の要求事項は、コストがかかり、仮定を用いることが求められているために多くの判断を伴うものであり、したがって、その情報は利用者にとって目的適合性がないと考えた。さらに、一部の回答者は、経営者の減損テストに異議を唱えることが困難であると考えた。さらには、作成者は、IAS 第 36 号に従うためのコストは多大であり、IFRS の適用に関する彼らの経験によると、のれんの回収可能価額の見

積りの方が、のれんの消費のパターンの見積り（耐用年数の見積りを含む）よりも、困難で負担が大きいと考えていると述べた。

43. さらに、アンケート調査では、のれんの減損モデルがプロシクリカル（景気循環増幅的）なのかどうかに関して回答者の意見が分かれており、のれんの償却が有益であるかどうかについては両論が示された。例えば、一部の回答者は、経済サイクルが景気の後退時でも拡大時でもない時には、減損テストは企業固有の不利な影響を識別できないという意見であった。これは、減損損失は、経済サイクルが変化した時又は企業が価値を創造する具体的な能力を回復できなくなった時にだけ認識されることを意味する。
44. 2013年1月に、欧州証券市場監督局（ESMA）が「IFRS財務諸表におけるのれん及び他の無形資産の減損に関する欧州の執行者によるレビュー」と題した報告書を公表した。ESMAの報告書では、金融危機の際に市場参加者がのれんの減損テストの信頼性に関して懸念を表明していたことを示されている。さらに、IASBのHans Hoogervorst議長は、2012年6月の国際会計教育研究学会（IAAER）カンファレンスで、金融危機の間にのれんの減損が遅すぎるが多かったことを認めている。

結 論

45. リサーチ・グループは、これらの論点を解決するための以下の3つの異なるアプローチを検討してきた。
 - (a) のれんの会計処理を変更する（償却の再導入を含む）
 - (b) 減損テストの要求事項を改善する
 - (c) IAS第36号で現在定めている開示要求を改善する
46. リサーチ・グループは、これらの各アプローチは相互に排他的なものではないことに留意している。また、各アプローチのすべてを検討する対応を取ることが、識別された問題の解決に役立つ可能性が高い。

第 2 章：のれんの会計処理の要求事項の変更

47. 以下の各項において、リサーチ・グループは、のれんの会計処理の要求事項に関して過去に検討されてきたアプローチと最近の議論⁷のいずれも考慮に入れて、減損のみのアプローチに対して考え得る代替的アプローチを検討する。代替的アプローチは、以下のとおりである。
- (a) 「識別可能要素」アプローチ（のれんを別々の構成要素に区分し、それらに別々の処理を適用する）
 - (b) 「直接償却」アプローチ（取得日にのれんを直ちに**純損益**に計上）
 - (c) 「直接償却」アプローチ（取得日にのれんを直ちに**資本**に計上）
 - (d) 「償却及び減損」アプローチ
48. リサーチ・グループは、コストと便益は会計基準の開発における重要な考慮事項であると考えているが、代替的アプローチを考慮する際には、企業結合から生じる取得したのれんについて、財務情報の**目的適合性**が高まるかに主に焦点を当てることを決定した。

識別可能要素アプローチ

49. 取得したのれんは、次の2つのいずれかの全般的観点から見ることができる⁸。
- (a) 「トップダウンの観点」（のれんを、より大きな何かの一つの構成要素又は部分集合と見る）。この観点に従うと、のれんは**残余**と考えられる。
 - (b) 「ボトムアップの観点」（のれんを、それを形成する構成要素という観点で見る）。この観点によると、取得企業が支払う価格が被取得企業の識別可能純資産の公正価値を上回る場合には、おそらく取得企業にとって価値を有する何か他の資源を取得している。この観点から考えた場合、のれんは「購入プレミアム」（被取得企業の純資産の帳簿価額を超えて取得企業が支払ったプレミアム）と解釈することができる。
50. 理論上、ボトムアップの観点では、取得したのれんを異なる構成要素におそらく区分すべきであり、異なる会計処理を各構成要素に適用すべきである。例え

⁷ 例えば、論点ペーパー *Proposal of Alternatives for Goodwill Accounting*（2013年5月の新興経済圏グループ会合のために韓国の新韓金融グループが提示）参照。

⁸ 本ペーパーの第49項から第52項は広範に *L. Todd Johnson and Kimberly R. Petrone "Commentary: Is Goodwill an Asset?", Accounting Horizons, Vol12, No.3, September 1998*に基づいている。

ば、IFRS 第 3 号の結論の根拠では、おそらくのれんは以下の各構成要素で構成されると述べている。

- (a) 構成要素 1——取得日時点の被取得企業の純資産の公正価値が帳簿価額を超過する部分
- (b) 構成要素 2——被取得企業が以前に認識していなかった他の純資産の公正価値（例えば、測定上の困難のために認識されていない無形資産）
- (c) 構成要素 3——被取得企業の既存の事業における継続企業要素の公正価値。当該純資産を別々に取得しなければならなかったとした場合に予想されるよりも高い収益率を、単独の事業としての取得企業が、構成される純資産の集合体に対して稼得する能力を表している（「継続企業のれん」と呼ばれることが多い）
- (d) 構成要素 4——取得企業と被取得企業の純資産及び事業を結合することにより期待される相乗効果及びその他の便益の公正価値（「結合のれん」と呼ばれることが多い）
- (e) 構成要素 5——提示する対価を評価する際の誤謬により生じた、取得企業が支払った対価の過大評価
- (f) 構成要素 6——取得企業による過大支払又は過小支払

51. 構成要素 1 と 2 は、おそらく、概念的には「コアのれん」（利害関係者が「超過収益力」と呼んでいるもの）の一部ではない。具体的には、構成要素 1 は、資産そのものではなく、被取得企業の純資産に反映されていなかった利得を表すものであり、したがって、コアのれんの一部ではなく他の資産の一部である。さらに、構成要素 2 は、概念的には個々の資産として区別して識別され認識される可能性がある無形資産の一部となる。リサーチ・グループの理解では、構成要素 1 と 2 はのれんに含まれる可能性がある。一部の無形資産は取得日に認識されておらず、他の一部の資産及び負債は取得日の公正価値で測定されないからである。

52. 構成要素 5⁹は、資産ではなく、取得企業による測定上の誤謬となる。概念的には、「財務報告に関する概念フレームワーク」（概念フレームワーク）での資産の定義¹⁰を満たさないため、構成要素 5 は純損益に直ちに計上すべきである

⁹ これは、対価に関して設置された価格が株式の現在の市場価格に基づいており、取引されている株式数が比較的少ない状況から生じる可能性がある。

¹⁰ 現行の概念フレームワークの 4.4 項では「資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう」と述べている。

とリサーチ・グループは考えている。しかし、実務上、過大評価が検出可能であったり既知であったりする可能性は低い。また、構成要素 6 も、概念的に資産ではなく、単に取得企業にとっての損失（過大支払の場合）又は利得（過少支払の場合）を表すものである。理論的には、合理的な取得企業が意図的に過大支払をするはずはないが、一部の人々は、取得企業による過大支払が、特に、複数の競合者が存在する場合に生じており、会計基準はこうした過大支払を無視すべきではないと主張している。

53. 一方で、構成要素 3 と 4 は「コアのれん」と考えられるであろう。構成要素 3 は、企業結合に関係なく、取得前に被取企業に存在していた超過収益力と考えることができよう。構成要素 4 は、企業結合の結果として新たに創出された超過収益力と考えることができよう。企業結合により被取得企業と取得企業の超過収益力の結合が可能となっているためである。
54. 概念的には、異なる構成要素について異なる会計処理を要求することは可能かもしれない。例えば、継続企業のれん及び結合のれんに係るのれんの部分（すなわち、構成要素 3 及び 4）はこれらの構成要素の加重平均耐用年数にわたって償却することが考えられるが、構成要素 5 及び 6 は直ちに費用処理すべきである。しかし、問題は、実務において識別可能要素アプローチを適用することがどのくらい複雑となるのかである。
55. リサーチ・グループは、のれんを異なる各構成要素に区別すること（過大支払を表す部分を識別するために可能な方法を含む）が可能となるかどうかを検討した。例えば、被取得企業の評価（例えば、独立した専門家による評価）を、支払った対価と比較することによって、このような部分を識別することは可能であるかもしれない。
56. しかし、このアプローチは、識別可能要素を特定する際に数多くの主観的な判断が伴うことになる。さらに、前項で示したような金額の比較を企業に要求することは、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の原則（企業は公正価値測定の目的を満たすため、関連性のある観察可能なインプットの使用を**最大限**とし、観察可能でないインプットの使用を**最小限**としなければならない）と整合しない可能性がある。また、すでに現行の会計処理の要求事項はあまりに複雑でコストがかかると批判されているが、さらにこのために第三者の評価を要求することの便益自体がコストを上回らない可能性がある。
57. したがって、リサーチ・グループは、識別可能要素アプローチは適用するのに十分なほど実用的ではないであろうと結論を下した。

58. 構成要素 1 に関して、繰延税金負債を認識することによってのれんが部分的に生じることには留意すべきである。これは、他の資産及び負債は企業結合の際に原則として公正価値で測定されるが、繰延税金資産及び負債は、IAS 第 12 号「法人所得税」に従って（例えば、貨幣の時間価値を考慮せずに）測定することが要求されており、この構成要素が重要となる場合があるからである。理論上、この構成要素は、関連する繰延税金負債が計上されなくなる期間と同じ期間に償却することが適切であろう。

直接償却アプローチ：のれんを直ちに純損益に計上する

59. 一部の人は、企業結合で取得したのれんは、各々の概念フレームワークによる資産の定義を満たしていないため、取得時に費用処理すべきであると主張している。例えば、英国会計基準審議会は、1997 年公表の財務報告基準第 10 号「のれん及び無形資産」(FRS 第 10 号)において、のれんは、資産又は即時の価値喪失のいずれでもなく、取得企業自身の財務諸表において資産として示される投資の原価と、連結財務諸表における取得した資産及び負債に帰属する価値との間の橋渡しをするものであるという見解を示していた。FRC 第 10 号は、購入のれんの耐用年数が確定できないのか有限であるのかを決定し、購入のれんの耐用年数が有限であるとみなされる場合には、当該のれんを償却することを要求している。
60. FRS 第 10 号の公表前に、英国会計基準委員会の会計基準実務書 (SSAP) 第 22 号「のれんの会計処理」では、購入のれんを直ちに剰余金と相殺消去することさえも認めていた。即時の直接償却は自己創設のれんを認識しないという要求と整合的であり、のれん自体は企業が支配する将来の経済的便益に対する権利ではないと考えられたからである。
61. しかし、多くの人は、取得したのれんは概念フレームワークでの資産の認識規準を満たすと考えているため、このアプローチに反対している。以下の各項で、リサーチ・グループは、取得したのれんが実際に、現行の概念フレームワーク及び IASB のディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」(概念フレームワーク DP) で提案されている定義上、資産としての認識の要件を満たしているかどうかを検討している¹¹。

¹¹ 自己創設のれんについて、概念フレームワーク DP の 4.26 項(e)では、財務報告の目的 (概念フレームワークの OB7 項) を満たしていないため認識すべきではないと説明している。

取得したのれんは資産の定義を満たすか

表 1：概念フレームワーク及び概念フレームワーク DP による関連する定義

定義	現行の定義	提案されている定義
(企業の) 資産	過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると予想される資源	過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源
経済的資源	[定義は存在していない]	権利又は他の価値の源泉で、経済的便益を生み出す能力があるもの

62. この主張の難しさは、のれんの不確実な性質によるものである。実際に、一部の人は、「コアのれん」以外の構成要素に焦点を当てているため、取得したのれんは資産の定義を満たさないと考えている。例えば、一部の人は、(特に、取得企業自身の資本性金融商品によって対価が支払われる場合には) 企業結合において対価の金額が過大に支払われることが多いと考えている。さらに、一部の人は、資産の定義を狭義で解釈している (例えば、一部の人は、のれんは独立して売却することができないため資産ではないと考えている)。
63. しかし、リサーチ・グループは、のれんの主要な構成要素が「コアのれん」であると仮定することは合理的であると考えている。IFRS では、以下のすべての努力を行うことを企業に要求することによって、のれんの当初測定に構成要素 1、2 及び 5 が含まれることを回避しようとしているからである。
- (a) 取得した識別可能な純資産を、その帳簿価格ではなく公正価値で認識する。これによって、構成部分 1 を除去又は削減する。
- (b) のれんとして当初に認識される金額に含まれないようにするために、IFRS 第 3 号における要件を満たしているすべての取得した無形資産を認識する。これによって、構成要素 2 を削減する。
- (c) 対価を適切に測定する。これによって、構成要素 5 を除去又は削減する。
64. また、交換可能性は概念フレームワークにおいて資産の定義の中で特定されている要件ではない。さらに、リサーチ・グループは、IFRS 第 13 号の第 58 項に従って、取引価格は公正価値に等しいとみなすべきであると考えている。IFRS 第 13 号では、当初認識時において、取引価格が資産又は負債の公正価

値を表していない可能性がある状況を記述している¹²が、リサーチ・グループは、本ペーパーで論じている企業結合は当該基準で識別している状況のいずれにも該当しないと考えている。とりわけ、リサーチ・グループは、(企業結合は独立三者間で実施されるため) 取引価格は通常、公正価値であるとみなすべきであり、その推定は、個々の取引の慎重な検討に基づいた限られた状況において反証可能となるだけであると考えている。

65. 取得したのれんは「コアのれん」で主に構成されると推定すると、リサーチ・グループは、次の理由により、これは現行の概念フレームワーク上の関連する定義(表 1 参照)における資産の定義を満たすと考えている。

(a) 企業が支配している資源である。支配は、被取得企業に対する支配持分についての取得企業の所有という手段によって提供されている。

(b) 過去の事象の結果生じており、それは企業結合である。

(c) 将来の経済的便益がコアのれん自体から企業に流入するとは予想されないが、将来の経済的便益は他の資産との**組み合わせ**で企業に流入すると予想されており、それらは将来キャッシュ・フローに**間接的に**貢献する。概念フレームワークでは、この見解を黙示的に支持している。

66. また、リサーチ・グループは、以下の理由により、「コアのれん」は概念フレームワーク DP における資産の定義案(表 1 参照)を満たすと考えている。

(a) 経済的便益を生み出すことのできる現在の価値の源泉である。これは、他の資産との**組み合わせ**で経済的便益を生み出すと予想されるためである。

(b) 企業が支配している。支配は、被取得企業に対する支配持分についての取得企業の所有という手段によって提供されている。

(c) 過去の事象の結果生じており、それは企業結合である。

¹² IFRS 第 13 号の B4 項では、次の状況を記述している。

- (a) 取引が関連当事者間のものであること。
- (b) 取引が強制的に行われるか又は売手が取引の価格を受け入れることを強いられていること。
- (c) 取引価格が表す会計単位が、公正価値で測定される資産又は負債の会計単位と異なること。
- (d) 取引が行われる市場が、主要な市場と異なっていること。

取得したのれんは認識規準を満たすか

表 2：概念フレームワークでの資産の認識規準

規準	資産の認識
現行の規準	<p>次の場合には、企業は構成要素の定義を満たす項目を認識する。</p> <p>(a) 当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入する可能性が高く、かつ、</p> <p>(b) 当該項目が信頼性をもって測定できる原価又は価値を有している場合。</p>
提案されている規準	<p>企業はすべての資産を認識すべきである。ただし、IASB が、特定の基準を開発又は改訂する際に、次のいずれかの場合には、企業は資産を認識する必要がないか又は認識すべきではないと判断する可能性がある。</p> <p>(a) 資産を認識することで、目的適合性がないか又はコストを正当化するのに十分な目的適合性のない情報を財務諸表利用者に提供することになる場合。</p> <p>(b) 必要な記述及び説明のすべてを開示したとしても、資産（又は負債）のどの測定値も、資産及び資産の変動の忠実な表現とならない場合。</p>

67. 取得したのれんが資産の定義を満たすと仮定すると、リサーチ・グループは、以下の理由により、当該のれんは現行の概念フレームワークによる認識規準（表 2 参照）も満たすと考えている。
- (a) 「コアのれん」に組み込まれたシナジーにより、のれんに関する将来の経済的便益が企業に流入すると推定される。
- (b) 取得したのれんは、十分な信頼性をもって取得原価（又は残価）で測定することができる。
68. さらに、リサーチ・グループは、「コアのれん」は、概念フレームワーク DP で述べている認識の閾値案（表 2 参照）を満たすと考えている。概念フレームワーク DP では、認識すべきではない項目の一例として自己創設のれんが使用されているが、概念フレームワーク DP の 4.26 項（資産の定義を満たすものの、資産を認識すべきではない限定的な状況を説明）で示している例示は必ず

れも、企業結合で取得したコアのれんには言及していないためである。したがって、リサーチ・グループは、目的適合性と忠実な表現を参照した認識フィルターは、企業が「コアのれん」を認識することを妨げるものではないと考えている。

直接償却アプローチ：のれんを直ちに資本に計上する

69. のれんを取得日に直ちに資本に計上することは、IAS 第 22 号で認められていた会計処理の一つであった。このアプローチでは、企業結合で取得したのれんについて、その影響を純損益及びその他の包括利益 (OCI) の計算書を通じて計上せず、資本に直ちに計上される¹³。
70. 前のセクションにおいて、リサーチ・グループは、取得したのれんは資産として認識すべきであると結論を下した。したがって、リサーチ・グループは、のれんを資本に計上することは不適切であると考えている。
71. さらに、このアプローチは、(第三者との取引である) 企業結合の性質に関する混乱を生じさせ、概念フレームワークの「収益」及び「費用」の定義と不整合が生じる可能性があるため、不適切であるとリサーチ・グループは考えている。これは、このアプローチによると、取得したのれん (すなわち、当該会計期間中の経済的便益の増加) を直接に資本の減少として会計処理することを要求することになるが、企業結合は出資者からの出資 (又出資者への分配) を生じさせないからである。さらに、こうした減少は、資本維持修正として説明することができない。
72. さらに、取得したのれんを純損益に費用を計上せずに資本の減少として会計処理する場合には、純損益及びその他の包括利益 (OCI) の計算書において企業結合の結果が忠実に表現されず、したがって、財務業績への適切な反映を妨げることになる。

他の検討事項

73. また、リサーチ・グループは、直接償却アプローチには、以下の欠点があると考えている。
- (a) のれんが当初に価値を有する場合に、のれんが瞬時に無価値となるような事象がその後に生じる可能性は、異常災害以外はほとんどない。

¹³ IAS 第 22 号 (1983 年) の第 23 項では、のれんは独立して実現可能は資産ではなく、どのような償却プログラムも恣意的となる確定できない耐用年数を有しており、取得時に生じるのれんを自己創設のれんとして認識することは不適切であると述べている。

- (b) 当初認識後にのれんに関して不確実性があるが、こうした不確実性は、のれんに特有のものではない。
- (c) 取得企業の利益が、その後の期間（取得した事業の全部又は一部が減損している又は処分される期間を含む）において水増しされることになり、財務諸表利用者は関連性のある開示がないと誤解する可能性がある。多くの人々は、これは財務情報の有用性を低下させる（特に、受託責任の観点に照らすと）と考えている。企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたのかを評価する際に、利用者が財務数値を修正しなければならないからである。あらゆる場合にのれんを即時に直接償却すると、取得における「コアのれん」への支払と過大支払との間には相違がないことを含意することになる。
- (d) 取得企業の財務業績に対して、企業がプレミアムを伴って事業を取得する期間に負の影響を**常に**与えることになる。多くの人々は、これは直感に反すると考えている。
- (e) 配当を支払う企業の能力に対して不利な影響を与える可能性があり、企業の資本に関する実態が不適切に表示される可能性がある。
- (f) 直接償却アプローチは、他の無形資産の識別及び測定との間で会計上の恣意性を生み出す。これには論点をのれんの減損から、識別される無形資産の減損に移動させるだけとなるリスクがあろう。
- (g) 企業が連結財務諸表においてのれんを直ちに直接償却する場合には、個別財務諸表の処理を決定することが困難となるであろう。投資の一部分を直ちに直接償却することを企業に要求することは可能かもしれないが、そうした処理は IFRS 第 9 号「金融商品」又は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」における一般原則に従っているようには見えない。仮に企業が取得時に投資の一部を直ちに直接償却することが要求されたならば、子会社を取得する企業は、取得によって状態が本質的に変わっていない状況において、何らかの法令又は財務制限条項で要求される株主資本の最低金額を満たさなくなるというリスクに直面することになる。同時に、企業がのれんを連結財務諸表において直ちに費用処理し、個別財務諸表においては資産の一部として処理するとした場合に不整合が生じることになり、概念又は実務レベルでこの不整合を正当化するのは困難となるだろう。

償却及び減損アプローチ

背 景

74. 本ペーパーの第 13 項で述べたように、多くの利害関係者は、2004 年の IFRS 第 3 号の公表に至った IASB の協議の間に、償却及び減損アプローチが概念的に最も適切なアプローチとなるであろうと認識していた。多くの場合に、超過収益力（本質的に「コアのれん」）は他者との競争を通じて時の経過とともに減少すると想定されるからである。しかし、IASB は、このアプローチを採用しないことを決定した。
75. 一部の人々は、主に次の理由により、償却及び減損アプローチを支持している。
- (a) 取得したのれんは、時の経過に応じて消費され、自己創設のれんに置き換わる資産である。取得したのれんがその後の期間にわたり償却されない限り、企業結合後の期間に財務諸表へ費用と収益の間の対応関係を反映することができないため、取得取引に関する経済実態を財務諸表に反映することができないであろう。
 - (b) 取得したのれんの耐用年数又はのれんが減少するパターンを正確に予測できないとしても、減価償却が要求されている有形固定資産にも同じ主張が当てはまるであろう。
 - (c) 償却費は、取得したのれんの当該期間中の実際の減少を近似的に見積るものでしかないかもしれないが、損益計算書に区分表示すれば、利用者がその金額の限界を理解することが期待できる。
76. 一方で、他の人々は、以下の理由により、償却及び減損アプローチに反対している。
- (a) 取得したのれんの耐用年数及びそれが減少するパターンは一般的に、予測することが可能ではなく、なんらかの特定の期間にわたる償却費は、取得したのれんの当該期間中の消費の恣意的な見積りにすぎない。
 - (b) 多くのアナリストは、のれんの償却費を分析の際に無視していると述べており、多くの企業は、事業の業績を測定する際にのれんの償却費を無視している。
 - (c) のれんの償却が完了した後の期間における報告利益の増加は、忠実な表現であるとは考えられない可能性がある。このような利益の増加は、過去に「二重計上」されていたのれんに関する費用計上を中止することから生じ

ているからである。

77. さらに、償却及び減損アプローチが復活した場合であっても、「受託責任」目的を重視するのかどうかに応じて、適切な償却期間の評価が異なる可能性があるという主張も考えられる。具体的には、償却期間が短い方が受託責任の観点からは適切であろうという見解がある。しかし、リサーチ・グループは、特に、企業が少なくとも各年度末に償却期間の再検討が要求される場合には、どの目的を重視するのかわによって、適切な償却期間の決定が異なることはないという考えに傾いている。概念フレームワークに関する最近の議論は、会計上の判断は、どの目的を重視するのかわによって異なることは稀であることを示している。
78. 償却及び減損アプローチには、一定の状況に限り償却を要求（又は許容）するというバリエーションがあるかもしれない。しかし、このアプローチには、以下の欠点がある。
- (a) これらの状況を識別するための概念上及び運用上の要件を開発することは、非常に複雑で困難であろう。
- (b) 償却の選択肢を認めることは、財務情報の比較可能性を損なうことになる。

学術文献のレビュー

79. リサーチ・グループは、償却及び減損アプローチにとっての主要な課題の1つに、どのようにのれんを償却すべき適切な期間を決定するのかがあると考えている¹⁴。さらに、一部の利害関係者は、特に技術の進歩の速さを考えると、超過収益力はすぐに陳腐化すると述べている。したがって、リサーチ・グループは、以下の質問についての発見事項を識別するために、学術文献の限定的なレビューを実施した。
- (a) 超過収益力が時の経過とともに低下する（又は減少しない）ことを示す証拠はあるか。
- (b) 超過収益力が時の経過とともに減少する場合に、減少する特定の期間を識別している学術文献はあるか。
80. 発見事項は統一的なものではなかったが、リサーチ・グループは、複数の研究で超過収益力は3年から10年までのさまざまな期間で時の経過とともに減少することが示されていることに留意した。とりわけ、リサーチ・グループは、

¹⁴ のれんの将来の経済的便益を企業が消費すると見込まれるパターンを信頼性をもって決定できない場合には、耐用年数を確定できる無形資産からの類推により定額法を使用することができると考えられる（IAS第38号の第97項）。

以下の特に関連性のあるペーパーを発見した¹⁵。

- (a) **Jennings et al. (2001)** : この論文は、1993年から1998年の期間にのれん資産を報告した米国公開企業のデータを調査した研究を論じたものである。この研究は、のれん償却前利益の方が、のれん償却後利益よりも株価の観察された分布を適切に説明できると報告した。また、この研究は、のれんの償却は、利益だけに基づく株式の評価の分析にノイズを加えることを発見した。この研究は、これらの結果は、のれん償却の廃止は利益の有用性を低下させないことを示すものだと述べている。
- (b) **Fama and French (2000)** : この論文は、1964年から1995年の期間のデータを検証した研究を論じたものである。この研究は、確率が平均に回帰している（単純な部分調整モデルでは、予想平均回帰率はおよそ年38%である）という証拠を発見した。また、この研究は、確率が平均を下回る場合や、どちらかの方向で平均からかなり離れている場合の方が、平均回帰率は速くなると結論を下した。また、この研究は、予測可能な利益の変動があることも発見しており、特に、利益の負の変動や極端な変動の方が、速く回帰する傾向にあると報告している。
- (c) **Bugeja and Gallery (2006)** : この論文は、1995年から1999年の期間に475社のオーストラリア企業を調査した研究を論じたものである¹⁶。この研究は、のれんを過去2年間に取得したのれんと3年以上前に取得したのれんとに分類した。この研究は、分析からは観察期間及び直近2年間のそれぞれに取得したのれんは、企業の価値と正の関連があったが、2年以上前に取得したのれんと企業の価値の間には有意なレベルの関連がなかったことが示されたと報告した。この研究は、有意な関連がないことは、2年以上前に認識されたのれんを投資者は資産と考えていなかったことを示している可能性があるという結論を下している。
- (d) **Ojala (2007)** : この論文は、114社のフィンランド企業を調査した研究を論じたものである¹⁷。この研究は、のれん残高、償却費及び関連する減損損失に関する情報の価値は、企業が償却期間として5年以下の償却期間を

¹⁵ リサーチ・グループは、本ペーパーの中での論文の要約は論文の中の全体の内容を記述することを意図したものではないことに留意している。むしろ、これは、その読み込みに基づいたリサーチ・グループの理解の要約である。

¹⁶ 2005年1月のIFRSの採用以前に、オーストラリア会計基準では、取得したのれんは20年を超えない期間にわたり定額法での償却の対象とされ、のれんの残高を毎年再検討し、将来の経済的便益の可能性がもはや高くはなくなった範囲で、評価減することが要求されていた。

¹⁷ 過去の他の文献は、米国会計基準（40年以内の期間にわたり償却を要求）の対象となっている会社を調査することが多かった。反対に、フィンランド会計基準では20年以内の償却期間を要求していた。

適用している方が、それより長い償却期間を使用する場合よりも目的適合性が高くなるという証拠が示されていると結論を下した。この研究は、原資産の経済的耐用年数をより適切に反映するために償却期間を十分に短くしている場合には、のれんの償却を行うことは投資者に目的適合性のある情報を提供すると結論を下している。

- (e) 大日方 (2013): この論文は、のれんの価値は、産業平均を超える超過利益の大きさに一般的に対応することを示した研究結果を報告したものであり、利益率が平均回帰し、超過利益が規則的に消滅するならば、のれんも規則的に償却すべきであるとしている。さらに、本研究では、日本企業のサンプル・データに関する分析の結果として、実態を反映するために、正ののれん残高は 5 年から 10 年にわたって規則的に償却すべきであると結論を下している。

利害関係者との議論

81. リサーチ・グループは、超過収益力が減少する合理的な期間を見積ることができののかどうかに関する見解を求めるため、利害関係者に対してアウトリーチを行った。議論の中で、リサーチ・グループは以下のコメントを聞いた。
- (a) 期間を完全な正確性をもって見積めることは困難であるが、その期間を**合理的**に見積めることは可能であろう。企業は通常、投資が回収される期間（又は回収期間）に関して深い議論及び分析を行っており、これは超過収益力が減少する期間を見積めるための良い出発点となるからである。
- (b) 事業の特性がその後著しく変化していることを考慮すると、APB 意見書第 17 号で規定している 40 年という期間は長すぎるであろう。事業環境の急速な変化（特に IT 事業産業において）を考慮すると、推定を正当化できる状況はあるが、20 年という期間は依然として場合によっては長すぎる可能性がある。
- (c) 各企業結合の特有性を考えると、取得したのれんを償却すべき特定の年数を規定することは恣意的となるであろう。しかし、最長期間を含めながら、関連性のある事実及び状況に基づいて期間を見積めることを企業に要求することは合理的であるかもしれない。反証可能な推定を設けることを検討することも考えられる。

結 論

82. 本ペーパーの第 49 項から第 78 項で説明したとおり、リサーチ・グループは、

アンケート調査への回答で識別された現在の減損のみアプローチの欠点を改善するアプローチがあるかどうかを検討した。この分析に基づき、リサーチ・グループは、以下の結論を下した。

- (a) 識別可能要素アプローチは、概念的な利点はあるが、適用するのは実務上不可能であろう。
- (b) 直接償却アプローチ（のれんを純損益に直ちに計上）は、取得したのれんが資産でないことを含意する。のれんが資産なのかどうかを議論することは可能であるが、リサーチ・グループは、現行の概念フレームワーク及び概念フレームワーク DP での提案の両方において認識規準を満たすとであろうと結論を下した。
- (c) リサーチ・グループは、資本への直接償却に関して同様の結論に至った。さらに、リサーチ・グループは、収益及び費用の定義との関連で追加的な概念上の問題点を識別した。

83. このため、リサーチ・グループは、償却及び減損アプローチを支持する結論を下した。本ペーパーの第 76 項で述べている理由により、償却の再導入に反対する人がいるかもしれないが、これらの主張について、リサーチ・グループは次のように考えている。

- (a) 本ペーパーの第 81 項で説明したとおり、利害関係者は、超過収益力が消滅していく期間を完全な正確性をもって見積ることは困難であるが、その期間を合理的に見積ることは可能であろうと述べている。
- (b) のれんの償却の情報内容に関して、アナリストから収集したインプットは、償却は情報の内容を有しないかもしれないが、減損損失の認識にも予測価値はないであろうことを示している。
- (c) 償却費及び超過収益力を維持するためのコストが二重計上されると考える者がいるかもしれないが、これは、企業結合において区別して認識される無形資産（例えば、顧客関係に関するもの）も含めて、他の資産にも当てはまる。

84. 上述の論文及び利害関係者との議論の結果に基づき、リサーチ・グループは、以下の要求事項により、取得したのれんの償却期間を企業が合理的な方法で見積ることが可能になると考えている。

- (a) のれんは、企業結合から認識されるのれんの効果が発現すると見込まれる期間にわたり償却すべきであるという包括的な原則を設ける。

- (b) 企業は、評価の基礎を、利用可能な関連性のある情報（現在の状況及び合理的で裏付け可能な予測に関する情報を含む）に置くが、企業結合から認識されるのれんの効果が生じると見込まれる期間に影響を与える状況である、客観的な証拠をより重視することを要求する。
- (c) 償却期間を決定する際に、企業は通常、以下の諸要因を考慮することになるというガイダンスを示す。
 - (i) 取得した事業が単独の事業としてより高い収益率を稼得すると取得企業が見込む予想期間。さらに、状況に応じて、取得企業と被取得企業の純資産及び事業の結合により生じるシナジーや他の便益が実現する期間についても考慮する。この要因の考慮は、取得企業がより高い収益率を稼得する能力の現在価値を企業が算定する際に仮にターミナル・バリューを使用したとしても、企業は償却期間が確定できないと推定すべきであることを意味するものではない。
 - (ii) 企業結合に係る投資の予想回収期間。これは通常、企業結合が行われる時に見積られている。しかし、回収期間自体は償却期間の定義を満たさず、企業は償却期間を決定する際に適切な調整を行うことが必要となる。
 - (iii) 使用から企業が将来キャッシュ・フローを得ると見込まれる、主たる識別可能な長期性有形資産（無形資産を含む）である主要な資産の耐用年数（又は資産のグループの加重平均耐用年数）。企業の事業がある特定の資産（又は資産のグループ）に大きく依存し、超過収益力が消滅する期間と当該特定資産（又は資産のグループ）の耐用年数又は資産の加重平均耐用年数との間に合理的な相関関係がある場合に、これは特に有効であるかもしれない。
- (d) 企業結合以後の技術、経済的な革新、又は製品又はサービスに対する市場の需要（両方とも、すでに発生しているか又は将来に合理的に発生が見込まれるもの）の著しい変化があったかどうかを考慮し、必要と判断された場合には、企業が償却期間を再検討することを要求する。

85. また、リサーチ・グループは、償却期間は一定の最長年数（例えば、10年又は20年）を超えるべきではないという反証可能な推定を設けることを支持する。超過収益力の消費に関する学術文献の結果を考えると、10年又は20年を設定するのは長すぎるように見えるとの主張も考えられるが、リサーチ・グループは、学術文献では超過収益力の消費の**平均**期間に焦点を当てていたが、こ

の推定は**最長**期間を捉えるべきと考えている。

86. 上記の議論に基づき、リサーチ・グループは、のれんの償却を再導入することが適切であろうと考えている。のれんの償却は、企業結合で取得した経済的資源の一定期間にわたる消費を合理的に反映するものであり、適切なレベルの検証可能性と信頼性を達成する方法により適用できるからである。リサーチ・グループは、取得による便益の実際の消費パターンは予測が困難であり、一定期間にわたり一定とはならない場合があることを承知している。しかし、リサーチ・グループは、定額法により規則的な償却を行うことにより、全体として忠実な表現とコストの間での適切なバランスが達成されると考えている。
87. なお、償却を再導入することは、堅牢な減損モデル、その厳格な適用及び適切な開示要求¹⁸の必要性を置き換えるものではない。これらについては、続く各章でより詳細に検討している。

¹⁸ 例えば、利用者が期末時点でののれんの質を評価するのに役立つ開示要求。

第 3 章：現行の減損テストの改善

背 景

88. 上述のように、IFRS 第 3 号ではのれんを償却せず、少なくとも毎年又は減損している兆候がある場合はいつでも、減損テストの対象となる。減損テストでは、帳簿価額と回収可能価額を比較することが要求される。IAS 第 36 号第 18 項では、回収可能価額を、資産又は資金生成単位の売却コスト控除後の公正価値（FVLCTS）と使用価値（VIU）のいずれか高い金額と定義している。
89. IAS 第 36 号の第 80 項では、取得日に、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる取得企業の資金生成単位（CGU）又は資金生成単位グループのそれぞれに、のれんを配分することを要求している。のれんが配分される資金生成単位又は資金生成単位グループのそれぞれは、のれんを内部管理目的で監視している企業内の最小のレベルを表さなければならない。
90. IAS 第 36 号第 104 項及び第 105 項では、減損損失を、最初に、資金生成単位（単位グループ）ののれんに配分してから、当該単位（又は単位グループ）内の他の資産に比例按分によりに配分することを要求している（回収可能価額とゼロのうち最も高い価額よりも下回るまで資産を減額しない限り）。減損損失は純損益に直ちに認識される。IAS 第 36 号第 124 項では、その後の期間にのれんに係る減損損失を戻し入れることを認めていない。
91. 耐用年数を確定できない無形資産を償却しないという IAS 第 38 号第 107 項の要求は、以前の要求事項からの根本的な変更であった。以前、IFRS ではのれんをその耐用年数にわたり償却することを要求していた。のれんの償却を中止した理由は、本 DP の第 11 項及び第 14 項に記載されている。

現行の減損テストに関する最近の議論

92. IAS 第 36 号では、毎年ののれんの減損テスト及び 1 ステップの減損テストを要求しているが、減損に関する多くの選択を行うに際して依然として裁量を認めている。この見解は、原則ベースの基準が異なる状況において異なる方法によってどのように適用される可能性があるのかを示している研究により裏付けられている。これは、会計実務に関する相違、すなわち、法律上の調和（調和規則）と事実上の調和（調和実務）の間の相違と、法律、財政、文化、政治的な価値などの各国固有の要因に関する相違の両方によるものである（Ashiq and Lee-Seok 2000, Laghi 2006, Swanson, Singer and Downs, 2007; Glaum et al. 2013）。

93. 上述のように、OIC-EFRAG が実施したアンケート調査及び ASBJ のアンケート調査並びに最近の IFASS 会議で行われたこのプロジェクトに関する議論では、現行の会計処理に関して以下の論点が明らかとなっている。
- (a) 減損のみのアプローチは、経営者にかなりの裁量、解釈、判断及び偏向の余地を残しており、実際に、これにより、企業が発生した減損損失を全く認識しない結果となる可能性がある。
 - (b) 金融危機により、現行の基準の改善が必要であるかもしれないことが示されている。具体的には、減損損失が適時に認識されるように企業が堅牢で信頼性のある仮定を使用することを確保するように減損テストを改善できるかどうかを IASB が調査すべきであると多くの回答者が述べた。
94. さらに、他の研究では、どの程度減損損失の認識が**少なすぎて遅すぎる**ことがあるのかを示している。特に、Laghi et al. (2013)は、2008 年から 2012 年の期間の英国の 3,112 社の上場会社のサンプルを検討し、133 社 (4.2%) だけがのれんの 5% よりも多い減損損失を認識していたと述べている。
95. 同研究では、その期間に減損損失を認識した欧州連合の 835 社の上場会社のサンプルを検討した。この期間に金融市場は停滞していたのに、のれんの 5% よりも多い減損損失を認識したのは 53% だけであったことも示されている。さらに、減損損失は、金融危機開始よりも遅い 2009 年から 2011 年の期間に主に認識されていた。
96. 最後に、この研究の結果では、異なる欧州株式市場の減損損失への反応は異なっていることが示されている。特に、金融市場における負のストレスの期間中に減損損失と株価の相関関係は著しく上昇していると著者は指摘している。さらに、著者は、各国固有の要因は市場オペレーターの投資の意思決定に重大な影響を及ぼすという事実を証明している。
97. これらの検討に基づき、リサーチ・グループは、減損損失のより適時な認識を確保し、減損テストの主観性及びコストを削減するために考えられる解決策を検討した。これは、次のアプローチの 1 つ、又は両方の組合せで達成できるかもしれない。
- (a) 回収可能価額の評価から、取得後に自己創設されたのれんの影響額を除外する。
 - (b) 現行の IAS 第 36 号の要求事項において判断の使用を削減する。

取得したのれんのみを考慮する減損テスト・モデルの開発

98. 前述のように、減損のみのアプローチは、IAS 第 38 号第 48 項における要求事項に反して、企業が自己創設のれんを認識することを認めるものであるとの主張がある。このような論点が生じるのは、のれんについて認識される金額は企業結合日における状態を基礎とするが、減損テストはある事後の日における事業の価値を参照するからである。こうした相違は、減損損失が認識されない場合には新たな自己創設のれんの一部により取得したのれんの経済的消費が置き換わることを含意する。これは、企業結合を行った結果として自己創設のれんを認識できる企業と、企業結合を行わず自己創設のれんを認識できない企業との間の比較可能性の論点が生じることにもなる。
99. これを回避するためには、IAS 第 36 号を修正して、回収可能価額の再検討を、取得した企業の事後の変動を考慮せずに、取得日現在で存在している状況に基づいて行うよう要求することが考えられる。しかし、このアプローチでは、実質上、仮想的な資金生成単位 (CGU) の**プロフォーマ**の将来キャッシュ・フローの計算を要求することになる。
100. このようなアプローチ (追求可能であれば) は、作成者に重大な追加的コストを課すことにもなる。**プロフォーマ**数値は、減損テストのためだけに使用され、経営目的上で使用される内部の予算及び予測から算出されたものではない可能性があるからである。リサーチ・グループは、こうした解決策は実務的に可能ではないと考えている。そのため、リサーチ・グループの考えでは、償却を導入せずに減損テスト・モデルを改善しても、いかなる場合にも自己創設のれんの認識に関する論点を解決できない。

現行の要求事項における判断の使用の削減

101. アンケート調査への回答者は、現行の IAS 第 36 号ではいくつかの場合において具体的なガイダンスがほとんど又は全くないと述べている。学術研究 (例えば、Glaum et al., 2013; Peterson et al., 2010) では、IAS 第 36 号の要求事項が実務でどのように適用されているのかに関して不明確さがあることを確認している。
102. 特に、回答者は次のような判断の領域を識別している。
- (a) のれんを配分する資金生成単位の選択
 - (b) 資金生成単位の回収可能価額を算定するためのインプット及び方法

のれんが配分される資金生成単位の識別

103. 資金生成単位の識別に関して、IAS 第 36 号第 68 項では次のように述べている。
「資産の資金生成単位は、当該資産を含み、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループである。資産の資金生成単位の識別には、判断が必要である。個別資産について回収可能価額が算定できない場合には、企業は、おおむね独立したキャッシュ・インフローを発生させる資産の最小の集約を識別する。」
104. 資金生成単位の規模と構成は減損損失の認識及び測定に影響を与えるが、IAS 第 36 号はその識別において限定的なガイダンスしか提供していない。資金生成単位の範囲が広すぎる場合には、減損が認識されない結果となる可能性がある。いくつかの単位の利得が、同じ資金生成単位の中の別の単位の損失を相殺するかもしれないからである。IAS 第 36 号第 80 項(b) では、資金生成単位は IFRS 第 8 号「事業セグメント」に従って決定される事業セグメントよりも大きくすべきではないとされているが、いくつかの調査は、この要求事項に従っていない企業があるのではないかとという点に関して疑問を呈している。
105. 実証研究に基づき、Ernst & Young (2006, 35) は、企業が各セグメントについて 1 つの資金生成単位だけしか識別しないことが頻繁にある（たとえ企業がこの事実を具体的に開示していない場合でも）と結論を下している。これと反対に、Petersen and Plenborg (2010) は、デンマークの全上場会社の間で実施したアンケート調査に基づき、調査した企業の 25% だけが資金生成単位をセグメントのレベルで識別していることを発見している。これは、一部の法域では、作成者が当該要求事項の適用の際により厳密であることを示すものかもしれない。
106. 資金生成単位へののれんの配分に関して、IFRS と米国会計基準との間で異なるアプローチが存在することに留意すべきである。米国会計基準では、のれんは報告単位レベルに配分されるが、IFRS では、のれんは資金生成単位に配分される。報告単位は、米国会計基準では事業セグメント又は事業セグメントよりも一段下のレベル（構成部分）と定義されている。
107. リサーチ・グループの考えでは、基準の首尾一貫した適用を促進するために、最小の資金生成単位へののれんの配分を促進するように、より厳格なガイダンスを導入することが考えられる。

資金生成単位の回収可能価額を見積るためのインプット及び方法

108. 回収可能価額を見積るためのインプット及び方法に関して、リサーチ・グループは、改善の必要がある領域は以下のものと考えている。
- (a) 評価アプローチ
 - (b) 使用価値 (VIU) の計算
 - (c) 割引率及びキャッシュ・フロー
 - (d) 予測期間及びターミナル・バリュー (TV) の算定
109. 上述のように、IAS 第 36 項第 18 項では、回収可能価額は、資産の処分コスト控除後の公正価値 (FVLCTS) と使用価値 (VIU) のいずれか高い方の金額であるとしている。この点に関して、OIC-EFRAG のアンケート調査は、企業はほとんど、回収可能価額を算定する際に使用価値を使用していることを示している。おそらく、処分コスト控除後の公正価値 (FVLCTS) があまり頻繁に使用されないのは、当該単位の市場価値に関する情報が必要となるからである。
110. 回収可能価額を算定するために適用する方法は、予想される回収方法を反映すべきであるとの主張がある。企業が当該単位の事業活動によって価値を回収することを意図している場合には、回収可能価額は使用価値だけを基礎とすべきであるかもしれない。
111. 使用価値を見積るために、IAS 第 36 号第 30 項では、割引キャッシュ・フロー・モデル (DCF) の適用 (配当割引モデル (DDM) などの変形を含む) を要求している。しかし、一部の企業が EVA モデル (経済的付加価値モデル) やマルチプル法など他の方法を適用していることを示す調査がある (Peterson et al. 2010)。
112. IFRS 第 13 号は、評価対象の資産についての主要な市場がない場合における公正価値の算定方法を明確にしている。同基準では、非金融資産の公正価値は最有効使用を表すべきであるとも説明している。公正価値が最有効使用を表す場合には、使用価値が公正価値を上回ると企業が結論づけることが可能性である状況はほとんどないということに対して、疑問を有する者もいる。そうした側面を、IASB が IAS 第 36 号の当該要求を再検討する際に検討できるかもしれない。

割引率の評価

113. 使用価値の算定における重大な判断の領域の 1 つに、割引率の決定がある。IAS

第 36 号第 55 項では、税引前キャッシュ・フローを割り引くために企業は税引前の割引率を使用しなければならないとされており、割引率とキャッシュ・フローの間には一貫性がある。IAS 第 36 号の BC94 項では、概念上は、税引後キャッシュ・フローを税引後の割引率で割り引いても、税引前キャッシュ・フローを税引前の割引率で割り引いても、同じ結果となるはずであると述べている。これは、税引後の割引率と税引前の割引率との間の間接的な同等性として理解することができる。しかし、予想将来キャッシュ・フローが当該期間にわたり均等に配分されない場合には、その同等性は生じないかもしれない。

114. さらに、大半の学術書（例えば、Koller et al., 2005）では、税引後のキャッシュ・フローを税引後の割引率によって割り引くことによって使用価値の見積りが行われている。
115. IAS 第 36 号は、税引前の割引率を見積る方法を明示しておらず、特定の場合における反復プロセスの使用を黙示的に示している（第 56 項及び第 57 項、並びに BCZ85 項参照）。使用価値の見積りは、反復プロセスを通じて同等の結果に達成するように税引後の計算から出発することができるように見えるであろう。しかし、上述のように、反復プロセスはキャッシュ・フローの時間分布に依存している。さらに、企業が IAS 第 36 号の BC94 項で述べている考え方と合致する可能性があるのは、キャッシュ・フローが期間に沿って均等に配分される場合だけである。特に、キャッシュ・フローに変動性があるか、あるいは均等ではない場合には、当該フローがどのように配分されるのかに応じて、割引係数が結果に影響を与えるであろう。
116. IAS 第 36 号における例示及び説明は、キャッシュ・フローが均等ではなく企業が税引後と税引前の利率及びフローの間での調整を行えない場合に、反復プロセスをどのように適用すべきなのかを明確に説明していない。フローと成長率が均等である場合には、反復プロセスの必要なしに、単に税引後の利率及びフローをグロスアップすることによって調整が可能である。そのため、IASB は、税引前の利率を算定するために $[\text{税引後の利率} / (1 - \text{法人税率})]$ の算式の使用が機能するのは、将来の期間に成長がないと想定される場合だけである旨を明確化すべきである。成長率が正の値で、フローが当該期間にわたり安定していると想定される場合には、税引後の利率と成長率の両方をグロスアップすることによって税引後の利率を算定することが依然として可能である。
117. 割引率の計算に関する論点は、税効果に限定されず、割引率を決定する際に使用されるインプットに関して IFRS を使用する企業間に整合性があるのかどうかにも関連する。この目的のため、リサーチ・グループは、IASB スタッフが

開始した割引率の使用に関する調査研究の作業に好意的に注目しており、当該プロジェクトに関与したいと望んでいる。

118. IAS 第 36 号第 33 項(b)では、予算・予測を基礎とした予測の対象期間は、最長でも 5 年間としなければならない（ただし、より長い期間が正当化できる場合は除く）とされている。IASB は、企業が 5 年を超えて予測できる能力は低いと推定されるため、明示的な予測期間を限定することを意図している。しかし、IAS 第 36 号は、ターミナル・バリューを見積るための方法（例えば、Gordon の成長モデル、価値ドライバー算式など）に関してガイダンスを提供していない。調査が示すところでは、一部の企業はターミナル・バリューの見積りにマルチプル法を使用している。Petersen and Plenborg は、デンマーク企業のサンプルを調査し、一部の企業が EVA（評価付加価値モデル）、マルチプル法及び他の方法などの DCF モデル以外の方法を使用していることを指摘している。
119. より具体的には、これらの調査では、一部の作成者は DCF モデルを明示的な期間についてだけ使用し、別の方法で計算されたターミナル・バリューをこれに加算しているとの結論が下されている。IAS 第 36 号ではこれを禁止していないが、DCF モデルと不整合である可能性がある。存続期間が無限であることを考慮すると、おそらく、回収可能価額の大部分はターミナル・バリューに帰属させることができると想定でき、こうした状況では、見積られる価値の大半はマルチプル法によって捕捉される。

結 論

120. リサーチ・グループは、上記の分析から、以下の結論を得ることができると考えている。
- (a) 自己創設ののれんの認識を削減するためにより規範性の高い要求事項及びガイダンスを開発することは実務的に可能ではない。こうした論点への対処は、部分的には減損テスト・モデルの改善によって行うことができるが、それは、その改善をのれんの償却の再導入と組み合わせた場合にのみ可能となる。いずれにせよ、のれんの償却を再導入するとした場合であっても、減損テストを維持する必要がある。
 - (b) 運用上の課題を削減するために IAS 第 36 号に関して改善が可能な領域がいくつかある。これには、使用価値の計算、公正価値との関係及び割引率の決定が該当する。
 - (c) 割引率の概念及び使用に関して、リサーチ・グループは、IASB スタッフが実施する調査研究の作業に関心があり、当該プロジェクトに関与してい

きたいと望んでいる。

第 4 章 : IAS 第 36 号における開示の改善

のれんの減損の開示の現状

121. 本ペーパーのこのパートでは、のれんの減損に関する開示に対して考えられる改善に焦点を当てており、現行の要求事項の適用を向上する方法に焦点は当てていない。
122. IAS 第 36 号には減損全般（及び特にのれん）に関して多くの開示要求が含まれており、以下のような種類の情報を開示することを企業に要求している。
- (a) 資産の種類ごとに、当期中の減損損失及び戻入れの金額
 - (b) 重要な減損損失が発生した各資金生成単位について
 - (i) 減損損失の認識又は戻入れに至った事象及び状況
 - (ii) 減損しているのれんが配分されている資金生成単位の記述（及び当期における資金生成単位の構成の変更）
 - (iii) 資金生成単位の回収可能価額を計算するために使用した方法
 - (c) のれん合計額に対して重要なのれんの金額を含んでいる各資金生成単位について
 - (i) 資金生成単位に配分したのれんの帳簿価額
 - (ii) 資金生成単位の回収可能価額を計算するために使用した方法
 - (iii) 回収可能価額の計算における主要な仮定
 - (iv) 主要な仮定に対する回収可能価額の感応度の分析（合理的に考え得る変更により回収可能価額が帳簿価額を上回ると判断するであろう場合）
123. 最近の基準では、要求される開示の目的を説明しているが、IAS 第 36 号では明示していない。BC194 項では、のれんを償却しないことは、減損テストに置かなければならない依存度が高まると述べている。しかし、減損テストの性質は、こうした資産の帳簿価額及び当該帳簿価額が回収可能であるという関連する主張の裏付けが、通常は経営者の予測だけとなることを意味する。BC198 項では、開示要求は減損テストの信頼性を改善するように設計されていると説明している。

現行の開示に対する批判

124. のれんの減損が適時でないという全般的な批判の他に、利用者が、IAS 第 36 号の開示要求に従い提供される情報を基にして、減損がいつ発生するのかを予想することや、なぜそれが発生したのかを理解することができないという認識がある。
125. 減損は、キャッシュ・フローの金額又は時期に影響を与えないが、それが予測可能であることは、利用者が企業への将来正味キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性（及びその見通し）を評価する際の重要なインプットである。それは、取得した事業の業績が悪化しており、企業が将来キャッシュ・フロー及びリターンに関する従前の予測を引き下げているという兆候である。
126. IAS 第 36 号及び IFRS 第 3 号ではすでに広範な開示要求を定めているように見えるかもしれない。しかし、準拠していない又は単に形式的なものであるという主張がある。
127. 2013 年 1 月に、欧州証券市場監督局（ESMA）¹⁹は次のように結論を下している。「のれんの減損テストに関して主要な開示は概ね提供されているが、多くの場合、定型的な性質のものであり、企業固有のものではない。これは、発行者が基準の要求事項に準拠していないことと、おそらく、基準の中で特定性に欠けている（特に感応度分析の領域において）ことの組合せから生じている。また、これは、多くの場合、財務諸表利用者が、使用されている仮定の信頼性を、提供されている開示から評価する（それらの開示の主要な目的である）ことができないことを意味する。」
128. Amiraslani, Iatridis and Pope (2013)²⁰は、欧州の企業を調査した結果、各国の企業の IFRS の要求事項への準拠のレベルは異なっていることを発見している。サンプル数が少ないためアンケート調査の結果を一般化するに際して注意が促されているが、減損の度合いは、執行の仕組みの強さなど特定の国の特徴により影響を受けているようである。
129. 他の研究では、現行の基準における開示の有効性を検討している。Hayn and Hughes (2005)²¹は、「財務諸表で提供される情報に基づいてのれんの減損の予測が可能となることは限定的であることが結果から示されている」と結論を下

¹⁹ *European enforcers review of impairment of goodwill and other intangible assets in the IFRS financial statements.*

²⁰ Amiraslani H., Iatridis G. and Pope, P. (2013). Accounting for asset impairment: a test for IFRS compliance across Europe (Cass Business School).

²¹ Hayn C. and Hughes P. (2005). Leading Indicators of Goodwill Impairment.

している。これらは、取得した事業の業績に関する情報の不足によるものである（特に、企業が報告する事業セグメントとは異なる資金生成単位にのれんが配分される場合）。

130. いくつかの予備的な所見を以下に列挙している。
- (a) リサーチ・グループは、基準の中で開示目的を明示することは有用であると考えている。これは、作成者が要求事項を適切に適用する際に役立つ。
 - (b) 情報が有用となり、過剰に詳細な情報により有用性が不明瞭とならないように、企業は必要な詳細さのレベルを検討する必要がある。
 - (c) 一部の情報は、注記以外で開示される情報との境界線が明確に特定されている限りにおいて、注記ではなく財務報告書の他の部分で開示することが考えられる。これは、予算・予測と実際の金額との差異の説明の例が該当するかもしれない。本ペーパーでは、情報をどの箇所に表示するかについての要件をさらに検討することはしていない。
 - (d) IAS 第 36 号の開発中に IASB は、当初の開示の提案に関してフィールド・テストを実施した。フィールド・テストの参加者は、割り振られた価値及びそれぞれの主要な仮定の感応度の開示に関して懸念を表明し、これらの要求事項が企業に大きな事業上の被害をもたらす可能性があるとして主張した。それらの仮定が正確でないと証明される可能性の高い事象について、利用者が、企業又は取締役に対する訴訟を起こすための根拠として、定量的開示を使用する可能性があるという言及があった。変更を導入する前にこの要因について検討する必要がある。
131. 上述のように、IAS 第 36 号及び IFRS 第 3 号における開示要求はすでに広範であるように見える。新しい要求事項を追加するとした場合、現行の要求事項がコストと便益の観点から依然として目的適合性があるのかや正当化されるのかを評価することが適切であるかもしれない。本ペーパーではこれについて議論していないが、リサーチ・グループは、アウトリーチの間に一部の関係者が、取得日が報告期間の期首であったかのように結合後の企業の収益及び純損益を開示する要求事項に対して懸念を表明していることに留意している。

開示要求の拡充

132. IASB の概念フレームワークでは、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通し、及び、企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効

果的に果たしたかを評価するのに役立つ情報を必要としていると述べている²²。

133. 前項に示している目的を受けて、IASB の概念フレームワーク DP では、財務諸表注記は、以下の追加的な有用な情報を提供することによって基本財務諸表を補足するものであると述べている。
- (a) 企業の資産、負債、持分、収益、費用、持分変動及びキャッシュ・フロー
 - (b) 企業の経営者及び統治機関が企業の資源を使用する責任をどれだけ効果的かつ効果的に果たしたのか²³
134. これらの目的に資するために、リサーチ・グループは、減損に関する開示では、理論的には、次のような情報を提供できると考えている。
- (a) 利用者が当期に認識される減損損失の財務的影響を理解することができる情報
 - (b) 利用者がモデルの堅牢さ及び企業の仮定を理解するのに役立つ情報
 - (c) 企業による過去の仮定の「合理性」の確認を提供する情報
 - (d) 利用者が将来の減損を予測するのに役立つ情報
 - (e) 利用者が独自の減損の計算を実施する又は企業の計算を再計算することを可能にする情報
135. リサーチ・グループの考えでは、IAS 第 36 号における現行の開示事項²⁴により利用者が減損損失の財務的影響を理解することが可能である。また、リサーチ・グループは、開示は利用者が経営者の減損テストを結果論で批判することを可能にすべきである（前項の(e)参照）という目的を支持しない。
136. 以下の各項で、リサーチ・グループは、現行の要求事項で他の目的が適切に満たされているかどうか、及びそれらをどのように拡充することができるのかを検討する。

利用者がモデルの堅牢さ及び企業の仮定を理解するのに役立つ開示

使用価値のタイミング・プロファイル

137. 概念フレームワークの QC16 項によると、忠実な表現が必ずしも有用な情報を

²² 概念フレームワーク、OB3 項及び OB4 項

²³ 概念フレームワーク DP、7.33 項

²⁴ IAS 第 36 号、第 126 項から第 131 項

もたらすとは限らない。例えば、報告企業が適切なプロセスを適用し、見積りを記述し、見積りに重大な影響を与える不確実性を説明している場合には、減損の見積りは忠実な表現となり得る。他の事項が同じならば、対象期間が長い方が、測定に組み込まれた不確実性を増大する可能性が高いであろう。

138. したがって、使用価値が短期的に予想されるキャッシュ・フローや長期的に予想されるキャッシュ・フローによってどのくらい裏付けられているのかを読者が知ることは目的適合性があるかもしれない。IAS 第 36 号第 134 項(d)では、経営者が、承認した財務上の予算・予測に基づいてキャッシュ・フローの予測を行った期間の開示を要求している。
139. シンプルな解決策は、回収可能価額のうち見積りの対象とされた部分とターミナル・バリューとを開示することである。すべてを開示することが企業の不利益とみなされる場合には、合計の金額を示さずにパーセントの数字による簡単な内訳に情報を限定することが考えられる。

割引率へのインプット

140. 情報の品質を向上することができる領域の 1 つに割引率がある。割引率の適切性は論点として識別されることが多く、割引率がどのように算定されたのかを利用者がより適切に理解することは有用であるだろう。金融資産の減損に関する最近のアンケート調査において²⁵、利用者は、信用損失に係る引当金を見積る際に、使用されている仮定及び技法に関する開示を特に重視しており、非金融資産の減損にも同じ主張が当てはまる可能性がある。
141. 現在、IAS 第 36 号²⁶では、直近の予算・予測が対象としている期間のキャッシュ・フローの予測について、経営者が基礎とした主要な仮定を開示することが要求されている。しかし、適切な割引率及び永続的成長率の選択は、使用価値の計算に重要な影響を与えるものであり、一部の人々は、当該要求事項をより規範性の高いものにすべきであると主張している。実際に、IAS 第 36 号第 55 項(b)では、割引率は資産（又は資金生成単位）に固有のリスクの現在の市場評価を反映することを明示的に要求されているが、調査では、企業は異なる資金生成単位に対して同じ割引率を使用する可能性があるという証拠が示されている。
142. 計算に関する完全な開示及び正当化により、最大量の情報が提供されることになる。一方で、特に企業に複数の資金生成単位がある場合には、開示が膨大な

²⁵ CFA Institute (2013). Credit loss and impairment survey.

²⁶ IAS 第 36 号第 132 項

量になる可能性がある。しかし、企業はすべての関連性のあるデータをすでに有しているため、作成に大幅な追加的な作業が伴うことはないであろう。

143. あるいは、計算のインプットに関する定性的な情報を提供することを企業に明示的に要求することも考えられる。例えば、企業が異なる期間に対して別個の利率を使用している、またはカントリー・リスク又はサイズ・リスクに関して何らかの流動性プレミアムを織り込んでいる場合に、企業に開示を求めることが考えられる。
144. さらに、IAS 第 36 号は、割引率と持続的成長率を各報告日に再評価することを企業に要求しており、これらの率は資金生成単位の市場及びリスク特性の変化に応じて変動すると予想される。それでも、利用者は割引率の下落を期待キャッシュ・フローの減少を補填するための試みと見る可能性がある。企業がある一定期間にわたる利率の時系列と調整に至った状況の説明を開示することを要求されれば、利用者はモデルをより繊細に理解することになるであろう。

企業の過去の仮定の合理性の確認を提供するための開示

145. 使用価値の計算には将来予測的な情報の使用を伴うので、仮定に言及する際には「適切性」ではなく「合理性」という用語を使用することが適切であるとリサーチ・グループは考えている。経営者は、見積りを作成する際に最善の判断を行い、ある程度の用心深さを行使すべきであるが、完全な正確さを達成することは不可能であり、財務諸表利用者はこれを期待すべきではない。

差異の分析

146. 企業への将来正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するために、利用者は予測の際に企業の予想の精度を評価できる立場にいないなければならない。したがって、確認価値を有する情報には目的適合性がある。
147. 利用者は、予測と実際の結果の差異、及び関連する説明の開示から便益を受けることができるであろう。キャッシュ・フローが事業の初年度には少ないか又は負の値でさえあっても、時とともに増加すると予想されること（いわゆる、「ホッケースティック」状の予測）は稀なことではない。これが長年にわたり続く場合、当初の予想は生じておらず、減損が必要である可能性があるという兆候となる。
148. 分析は、当期の差異のみを扱うものであるかもしれないし、又は取得の日からの累積ベースのものであるかもしれない。当期に限定した分析は（特に、差異の影響が低い場合、又は異常な規模ないしは非反復的性質の特定の事象が原因

で差異が生じている場合)十分に有用ではない場合がある。累積的差異は、企業結合から一定の年数後には更新することが負担となる。また、過年度に発生した差異は、もはや存在してなくなっている状況を反映しているかもしれない。暫定的な解決策は、限定した期間(過去3年から5年など)にわたり差異を開示することであるかもしれない。

149. また、当初の予測に関して分析を実施し、その対象期間中のみ分析を提供する、又はローリング方式で提供することも考えられる。

利用者が将来の減損を予測する助けとするための開示

取得した事業の業績に関する情報

150. 理論的には、取得した事業の業績と減損の時期の間には明確な相関関係があるため、その純損益の開示は重要な予測価値を有することになるだろう。したがって、一部の人々は、取得した事業の業績を開示するためのより規範性の高い要求事項を設けるべきであると主張している。しかし、情報が利用可能でないか目的適合性がない多くの状況がある。
151. 第一に、取得された事業が取得企業の事業に直ちに又は一定の期間にわたり組み込まれ、資金生成単位が取得した事業以上のものを包含するようになる場合がある。この場合に、資金生成単位の結果は取得した事業の業績だけに帰属するのではなく、取得した事業のみの独立した情報が利用可能でない可能性が高い。
152. 第二に、のれんは複数の資金生成単位に配分される場合がある。その場合、取得した事業の業績は、減損の発生に影響を与える唯一の要因ではない。

減損の予想時期

153. 会計文献ではのれんの存在についてさまざまな説明を示している。ある学説では、のれんが発生するのは、企業の業績にとって有利なものではあるが認識と測定ができないさまざまな要因が存在するためであると仮定している。
154. 「識別可能要素」アプローチに関する議論の中で、IFRS 第3号のBC313項によると、「コア」のれんには以下のものを含めるべきであるとの指摘があった。
- (a) 取得前の被取得企業の事業の継続企業要素の公正価値
 - (b) 取得企業と被取得企業の事業を結合することから期待される相乗効果及びその他の便益の公正価値

155. 利用可能な技法によって上記の信頼性のある測定が可能となった場合には、企業は財政状態計算書にのれんを認識する必要はなくなり、おそらくその金額を償却する可能性がある（しかし、のれんだけが経済的耐用年数を確定できないとみなされる唯一の資産ではないので、これは確かではない）。理想的には、残存価値は、ある特定の期間にわたり償却されることになる。
156. IFRS 第 3 号 B64 項(e)は、認識されたのれんを構成する要因の定性的説明を要求しているが、シナジー効果が影響を有する又は未認識の無形資産の価値が消費されると企業が予測した期間を開示することは企業に求めている。
157. 取得日に存在しているシナジー効果から企業が超過収益力を消費すると見込んでいる期間の開示が企業に要求される場合には、予想外の「悪いニュース」ではないであろうという理由で、損失の認識を繰り延べるインセンティブを低下させる可能性がある。潜在的な欠点は、経営者が当初の評価と認識を合わせようとして、減損の時期を機会主義的に操作するおそれがあることである。
158. 通常、取得企業は予想回収期間（すなわち、投資を回収すると予想する期間）を見積るであろうとリサーチ・グループは予想している。ほとんどの場合、この回収期間は、取得日に存在している超過収益力を消費すると見込んでいる期間とみなすことができるか、又は当該期間を見積るために使用できるであろう。

将来の減損を示す取得の特徴

159. 取得企業が被取得企業に過大に支払う場合、その過大支払がのれんの当初測定を生じる可能性がある。ただし、IFRS 第 3 号では、のれんを構成する要因の定性的説明の提供を企業に要求すること（B64 項(e)）によってこれを回避しようとしている。
160. のれんに過大支払が含まれている場合には、減損が発生する可能性が高い。以下のものなど、当初の取得のいくつかの特徴は、考えられる過大支払の兆候を提供している可能性がある。
- (a) のれんが、被取得企業の識別可能な純資産と比較して重要である。
 - (b) 対価の重要な部分が、取得企業の資本持分で表されていた。
 - (c) 取得企業が、他の潜在的な買手と競争して入札していた。
 - (d) 取得企業が、被取得企業の市場価格を上回る重要なプレミアムを支払った。
161. 認識するのれんの金額以外に、IFRS 第 3 号は、主要な各クラスの対価の取得日公正価値に関する情報の提供を企業に要求している（B64 項(f)）。前項の(c)

及び(d)で挙げた特徴に関する情報は何も要求されていない。公開のオークションのプロセスがある場合を除いては、競争入札に関する情報を提供するのには困難となるであろうが、市場価格を超えて支払ったプレミアムの金額を示すことを取得企業に要求することが考えられる。

のれん合計額の調整表

162. 上述したとおり、IAS 第 36 号では、関連するのれんが多額にある資金生成単位の開示を要求している。しかし、企業は、資金生成単位へののれんの配分の合計額の完全な調整表の提供は要求されていない。調整表が提供されれば企業の準拠の確認となるとともに、一定期間にわたる変動を利用者が追跡するのがより容易になる。これは、頻繁な事業の売却又は処分あるいは変更が資金生成単位にある場合には有用と判明する可能性がある。また、調整表は、資金生成単位を識別する際に企業が適用した詳細度を明確に示すものともなる。

結 論

163. リサーチ・グループは、減損テストに関する開示要求に改善の余地があると考えている。これは必ずしも、上記の第 137 項から 162 項で論じた各要求事項を IAS 第 36 号の開示要求に追加する必要があるということを含意するものではない。むしろ、減損テストに関して利用者の情報ニーズがどのようなものなのかを再検討し、それらの間での適切なバランスに至るべきである。

第 5 章：追加的な検討事項

背 景

164. 2014 年 3 月の IFASS 会議において、取得したのれんを償却すべきかどうかに関する決定は、無形資産を会計処理すべき方法に影響を与える可能性があり、これらの論点は並行して検討すべきであるとの指摘があった。
165. IFRS では、企業結合で取得した無形資産が識別可能である場合（すなわち、分離可能性規準又は契約法律規準のどちらかを満たす場合）には、企業結合時に無形資産をのれんと区別して認識しなければならないとされている。蓋然性の認識規準と信頼性のある測定要件については、企業結合において常に満たされると IASB が考えていることから、IFRS では要求していない。
166. さらに、IAS 第 38 号では、耐用年数を**確定できる**無形資産はその耐用年数にわたって規則的な方法で償却しなければならないが、資産が減損している兆候が存在する場合には減損テストを行うべきであると要求している。他方、IAS 第 38 号では、耐用年数を**確定できない**無形資産は、毎年及び資産が減損している兆候が存在する場合に、減損テストを行うべきであると要求しているが、こうした資産について償却を要求しておらず、認めてもいない。
167. 一部の人は、取得したのれんの償却を再導入するとした場合には、企業結合で取得した無形資産に関する現行の会計処理の要求事項も、以下の側面に関して再検討すべきであると主張している。
- (a) 現行の IFRS で別々に識別されている一部の無形資産をのれんに組み込むべきかどうか。
 - (b) 基準において、引き続き、資産が企業に正味キャッシュ・インフローをもたらすと予想される期間について予見可能な限度がない無形資産もあると仮定するとともに、こうした資産について償却を許容も要求もすべきではないとすべきかどうか。

無形資産をのれんに組み込むこと

168. アウトリーチにおいて、一部の利害関係者は、企業が企業結合で取得することを意図していなかった無形資産を別個に認識すべきではないとして、無形資産を取得したのれんと区別するという IAS 第 38 号の現行の要求事項を修正すべきであると提案した。さらに、これらの利害関係者は、こうした無形資産を区分するかどうかの意思決定が恣意的になされることが多く、これらの資産につ

いての市場がないことが多いため、その価値が常に十分な信頼性をもって測定されているとは限らないと指摘した。したがって、彼らは、こうした要求事項は利用者に目的適合性のある情報を提供していないと考えている。

169. さらに、(特に、厳格な監査環境では) 顧客関連無形資産などの無形資産について、それらを別々に測定するコストが便益を上回る場合が多い。監査人は、企業が自らの評価を独立した専門家からの評価報告書で裏付けることを要請する 경우가多く、監査人も追加的な報告書を入手するからである。こうした評価専門家が提供する見積りに相違がある場合には、さらにコストが生じる。
170. のれんを償却するとした場合には、これらの無形資産を区別することの影響は、償却期間の相違に限定され、それは、のれんとは耐用年数が異なると企業が評価した場合だけとなる。
171. これに関して、英国財務報告審議会は、2014年3月にスタッフ調査研究報告書「無形資産とその償却に関する投資者の見解」を公表した。とりわけ、当該報告書の指摘によると、コメント提出者の大部分が、財政状態計算書と損益計算書において、IAS第38号が現在要求している処理とは異なる会計処理を好むとされている。また、「消耗」無形資産(例えば、ワイヤレス・ネットワーク・サービスを使用する権利)について区別して識別して資産化すべきと考えていたが、「有機的に置き換わる」無形資産(例えば、顧客リストやブランド)はのれんに組み込むべきと考えていた。

耐用年数を確定できない無形資産

172. 一部の利害関係者は、取得したのれんに償却を要求した場合には、無形資産のすべてに同じ処理を適用すべきだと提案した。これは、耐用年数を確定できないのれんの非償却を支持するために使用されている主張は、一般に、取得したのれんの非償却を支持するために使用されている主張と整合的であるが、無形資産の耐用年数は常に見積ることができる人々がいるからである。したがって、取得したのれんを償却するとした場合には、IASBは企業に、将来の経済的便益が消費されると見込まれる期間の見積り及び耐用年数にわたる規則的な方法による無形資産の配分も要求すべきであると利害関係者は指摘した。
173. 一方で、他の利害関係者は、取得したのれんの償却の再導入が無形資産の会計処理に影響を与えるべきではないと考えている。キャッシュ・フロー予測と帳簿価額との間の関連の明確性が高まることにより、無形資産の減損テストの有効性が高まるからである。また、これらの無形資産は直接測定されるが、のれ

んは残余として測定される。

結 論

174. リサーチ・グループは、無形資産の会計処理の要求事項を変更すべきかどうか（及びその場合の方法）について見解を形成していないが、少なくとも、この点について再検討をすべきだと考えている。リサーチ・グループは、この領域に関する自らの調査研究を進めるために、関係者の見解を知りたいと考えている。

参考文献

Amiraslani, H., G. Iatridis and P. Pope (2013). *Accounting for asset impairment: a test for IFRS compliance across Europe*, published by Centre for Financial Analysis and Reporting Research, Cass Business School.

Ashiq, A. and H. Lee-Seok (2000). *Country-Specific Factors Related to Financial Reporting and the Value Relevance of Accounting Data*, in *Journal of Accounting Research*, vol. 38 (1), pp. 1-21.

Bugeja, M. and N. Gallery (2006). *Is Older Goodwill Value Relevant?* in *Accounting and Finance*, vol. 46 (4), pp. 519-535.

CFA Institute (2013). *Credit Loss and Impairment Survey*.

Ernst & Young (2006). *IFRS i praksis 2006 – Udvalgte områder med fokus på præsentation*.

ESMA (2013). *Review of impairment of goodwill and other intangible assets in the IFRS financial statements*.

Fama, E. F. and K.R. French (2000). *Forecasting Profitability and Earnings*, in *Journal of Business*, vol. 73 (2), pp. 161-175.

The Financial Reporting Council (2014). *FRC ARP Staff Research Report: Investor Views on Intangible Assets and their Amortisation*.

Glaum, M., P. Schmidt, D.L. Street, and S. Vogel (2013). *Compliance with IFRS 3-and IAS 36-required disclosures across 17 European countries: company and country-level determinants*, in *Accounting and Business Research*, vol. 43 (3), pp. 163-204.

Hayn, C. and P. Hughes (2005). *Leading Indicators of Goodwill Impairment*, in *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, vol. 21 (3), pp. 223–265.

Jennings, R., M. LeClere and R. B. Thompson II (2001). *Goodwill Amortisation and the Usefulness of Earnings*, in *Financial Analyst Journal*, Vol. 57 (5), pp. 20-28.

Johnson, L.T. and K.R. Petrone (1988). *Commentary: Is goodwill an asset?* in *Accounting Horizons* vol. 12 (3).

Koller, T., M. Goedhardt and D. Wessels (2005). *Valuation: Measuring and Managing the*

value of Companies, John Wiley & Sons.

KPMG (2014). *Who cares about goodwill impairment? A collection of stakeholder views*.

Laghi, E. (2006). *L'armonizzazione contabile via IAS/IFRS: prime riflessioni sull'evoluzione della disciplina in materia di bilancio delle società*, Giappichelli, Torino.

Laghi, E., M. Mattei and M. Di Marcantonio (2013). *Assessing the Value Relevance of Goodwill Impairment Considering Country-Specific Factors: Evidence from EU Listed Companies*, in *International Journal of Economics and Finance*, vol. 5 (7), pp. 32–49.

Obinata, T. (2013). *Sustainability and Mean Reversion of Profitability*, Chuokeizai-sha, Inc.

Ojala, H. (2007). *The Value Relevance of Accounting Goodwill – Does the Abandonment of Systematic Amortisation Make Sense to Investors?* in *LTA*, vol. 1, pp. 9-34.

Petersen, C., and T. Plenborg (2010). *How do firms implement impairment tests of goodwill?* in *Abacus*, vol. 46 (4), pp. 419-446.

Swanson, Z. L, R. Singer and A. Downs (2007). *Goodwill Impairment: A Comparative Country Analysis*, in EUFIN conference presentation.